まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業

募 集 要 項

平成 22 年 10 月 4 日

まんのう町

目　　次

Ⅰ　募集要項の定義 6

Ⅱ．事業の概要 7
１．事業名称 7
２．施設の立地条件 7
３．施設の概要 7
（１）満濃中学校 7
（２）町立体育館（兼中学校体育館） 7
（３）町立図書館 8
（４）共通事項 8
４．公共施設の管理者の名称 8
５．事業目的 8
６．事業の範囲 8
（１）事業範囲 8
（２）応募手続き上の区分 12
７．事業期間 12
（１）提案対象Ⅰ 13
（２）提案対象Ⅱ 13
８．事業スケジュール 13
（１）　事業期間 13
（２）契約等の締結（予定） 13
９．事業方式 14
（１）提案対象 14
（２）提案事項 14
１０．　事業に必要と想定される根拠法令等 14

Ⅲ．応募参加に関する条件等 16
１．　応募者の備えるべき参加資格要件 16
（１）応募者等の定義 16
（２）応募者の参加要件等 16
（３）　参加資格の確認等 20
（４）　応募者の変更等 21
２．　応募に関する留意事項 21
（１）　募集要項等の承諾 21
（２）　費用負担 21
（３）　提案書類の取扱い 21

（４） 本町からの提示資料の取扱い 22
（５） 応募者の複数提案の禁止....22
（６） 提出書類の変更禁止....22
（７） 使用言語、単位及び時刻....22
（８） 応募の辞退....22
（９） 応募無効に関する事項....22
３． 選定の手順及びスケジュール....23
４． 応募手続き等....23
（１）募集要項等に関する説明会の開催....23
（２）対象施設の見学受け入れ....24
（３）本町入札参加資格者名簿の登録受付....24
（４）募集要項等に関する質問の受付、募集要項等に関する質問及び回答の公表（第１回）....24
（５）参加表明書及び参加資格確認申請書の受付、資格確認通知の発送....25
（６）任意提案事業及び任意提案業務に関する競争的対話の実施....26
（７）任意提案事業及び任意提案業務の提案範囲の事前確認の受付、ヒアリング、結果通知....27
（８）募集要項等に関する質問の受付、募集要項等に関する質問及び回答の公表（第２回）....27
（９）提案書の受付....28

Ⅳ．事業者の選定....29
１．事業者の選定方法....29
２．事業者選定委員会の設置....29
３．審査の方法....29
４．審査結果の通知及び公表....30

Ⅴ．提示条件....31
１．事業フレーム....31
（１） 事業の遂行....31
（２） 債権の取扱い....31
（３） 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項....31
２．サービス購入費....32
（１） サービス購入費....32
（２） 改定の考え方....32
（３） 支払方法....32
（４） サービス購入費の減額等....32
３．土地の使用等....32
４．ＰＦＩ事業者の事業契約上の地位....32

５．特別目的会社の設立 33
６．契約保証金 33
７．　保険 34
（１）　設計・建設期間中の保険 34
（２）　維持管理・運営期間中の保険（本体業務） 34
（３）　維持管理・運営期間中の保険（図書館運営業務） 34
（４）　本町が加入する保険 35
８．　本町とＰＦＩ事業者の責任分担 35
（１）　基本的な考え方 35
（２）　予想されるリスクと責任分担 35

Ⅵ．事業実施に関する事項 36
１．　誠実な事業の遂行 36
２．　本町による本事業の実施状況のモニタリング 36
３．　財務書類の提出 36
４．　下請企業の通知 36
５．　事業期間中のＰＦＩ事業者と本町の関わり 36
６．　支払手続 36

Ⅶ．契約の考え方 38
１．　契約手続 38
２．　事業契約の枠組み 38
（１）　基本協定 38
（２）　事業契約 38
３．　予定価格、提案価格及び契約金額 39
（１）　予定価格 39
（２）　提案価格 39
（３）　契約金額 40

Ⅷ．提出書類 41
１．　参加表明書及び参加資格確認申請書提出時の提出書類 41
２．　提案範囲の確認時の提出書類 41
３．　応募辞退時の提出書類 41
４．　応募時の提出書類 41

Ⅸ．その他 42
１．情報の提供 42

別紙１　守秘義務協定書
別紙２　事業者選定に関する特記事項
別紙３　リスク分担表

様式１　募集要項等に関する質問書
様式２　競争的対話への参加申込書

付属資料１　　　要求水準書
　別添資料１　　事業予定地位置図
　別添資料２　　敷地概要
　別添資料３　　現況測量図
　別添資料４　　設備インフラ現況図
　別添資料５　　事業予定地地質調査資料
　別添資料６　　満濃中学校設置備品等リスト
　別添資料７　　町立体育館設置備品等リスト
　別添資料８　　町立図書館設置備品等リスト
　別添資料９　　町立図書館の諸室構成と各業務応募者の業務分担
　別添資料１０　廃棄備品等リスト
　別添資料１１　移設備品等リスト
　別添資料１２　維持管理業務の一部の実施対象となる公の施設（施設一覧）
　別添資料１３　維持管理業務の一部の実施対象となる公の施設（業務内容）
　別添資料１４　学校用情報教育システム業務における廃棄機器リスト
　別添資料１５　学校用情報教育システム業務における調達機器リスト
　別添資料１６　まんのう町学校ネットワーク構成図
　別添資料１７　教育支援ソフトの性能に関する要求水準
　別添資料１８　教育支援ソフト必要数
　別添資料１９　教育支援ソフト現有ライセンス数
　参考資料１　　まんのう町立学校児童生徒数及び教職員数
　参考資料２　　満濃中学校施設管理経費（実績）
　参考資料３　　郵便物の発送状況（実績）

付属資料２　　　事業者選定基準

付属資料３　　　事業契約書（案）
　別紙１　　　　定義集

別紙２	事業概要書
別紙３	基本設計図書
別紙４	実施設計図書
別紙５	保険等の取扱い
別紙６	工事着工前の提出書類
別紙７	建設期間中の提出書類
別紙８	竣工引渡図書
別紙９	目的物引渡書
別紙１０	日程表
別紙１１	サービス購入費の基本的な考え方について
別紙１２	モニタリングとサービス購入費の減額について
別紙１３	法令変更による増加費用及び損害の負担
別紙１４	不可抗力による増加費用及び損害の負担
別紙１５	本事業整備施設配置図
別紙１６	保証書
付属資料４	基本協定書（案）
別紙１	出資者誓約書
付属資料５	提案様式集

Ⅰ　募集要項の定義

この募集要項は、まんのう町（以下「本町」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「ＰＦＩ法」という。）に基づき、特定事業として選定した「まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者を対象に公表するものである。

本事業の基本的な考え方については、平成 22 年 4 月 8 日に公表し、平成 22 年 5 月 26 日に改定した実施方針等（添付資料等を含む。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・意見への回答（平成 22 年 7 月 12 日公表）及び実施方針の変更正誤表（平成 22 年 7 月 12 日公表）を反映し、変更している。したがって、応募者は募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な提案書を提出する必要がある。

また、付属資料の業務要求水準書、事業者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）及び様式集は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）とする。

なお、募集要項等と実施方針等又は実施方針等に関する質問・意見への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。また、別紙３リスク分担表と付属資料の事業契約書（案）及び基本協定書（案）の内容に相違のある場合は、付属資料の事業契約書（案）及び基本協定書（案）の内容が優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問・意見への回答によることとする。

Ⅱ．事業の概要

１．事業名称

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業

２．施設の立地条件

（１）整備計画地　：　香川県仲多度郡まんのう町吉野下957番外、同所873番1外
（２）敷地面積　　：　約38,800㎡
（３）用途地域　　：　無指定（都市計画区域内）
（４）建蔽率　　　：　70％
（５）容積率　　　：　200％
（６）インフラ整備状況　：　（電気）　引込可能（四国電力）
（ガス）　ＬＰガス
（上水道）　西側給水管φ100・東側給水管φ75
（下水道）　西側下水道管φ200　分流方式
（電話通信回線）NTT 公衆網（INS64）と光電話（IP ﾃﾚﾌｫﾆｰｻｰﾊﾞ UNIVERGE　SV8300/NEC）
（光ファイバー回線）　引込可能（本町所有）
（井戸）
（７）接道関係　：　（西側）　農道　幅員　3.7m～5.7m
（東側）　町道満中線　幅員　9.1m
（南側）　県道炭所東琴平線　幅員　9.6m
（８）地盤状況　：　要求水準書別添資料５のとおり

３．施設の概要

（１）満濃中学校

① 学級数　　：　12学級、特別支援学級3学級
② 延床面積　：　6,200～8,800㎡程度
③ 主な構成施設　：　普通教室、特別教室、その他諸室、プール

（２）町立体育館（兼中学校体育館）

① 主な機能　：　地域住民が利用する社会体育施設、満濃中学校が教育活動で使用する体育館
② 延床面積　：　4,000㎡程度
③ 構成施設　：　メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室及びその他諸室

（３）町立図書館

① 蔵書数　：　60,000 冊程度

② 延床面積　：　1,000 ㎡程度

（４）共通事項

① 運動場　：　満濃中学校が教育活動で使用（面積 18,000～20,000 ㎡程度）

② 駐輪場　：　500 台（面積 850 ㎡程度）

③ 駐車場　：　175 台以上（面積 4,800 ㎡程度）

４．公共施設の管理者の名称

まんのう町長　栗田　隆義

５．事業目的

まんのう町立満濃中学校は、校舎棟が昭和 35 年から 38 年に、体育館が昭和 41 年に設計・建設された建物であり、築後約 50 年が経ち老朽化が著しく、施設の安全性が懸念されている。平成 19 年度に耐力度調査を実施した結果、校舎棟、体育館ともに基準を下回るものであったため、早急に改築を実施する必要がある。そこで、安全面に加えて、今後の教育環境の変化に対応できる高機能かつ多機能、さらに柔軟性を兼ね備えた校舎を平成 25 年 4 月の供用開始に向けて整備する。

また、本町の活性化を図るための空間として、教育活動のほか生涯スポーツの拠点としても活用できるように体育館を社会体育施設として整備し、併せて、町民からの要望が高い図書館を生涯学習の拠点として新たに整備することとする。

一方、本町は平成 18 年 3 月の 3 町合併とともに行政改革推進室を設置し、地域のさまざまな力を結集して「新しい公共空間」を形成すべく「まんのう町集中改革プラン」を策定し、行政改革に取り組んできた。本事業では、個別契約だった類似業務の包括契約化の他、これまで行ってきた行財政改革をより一層進め、事業の効率化を図るため、公民連携手法により民間事業者の創意工夫を活用することで、質の高い住民サービスの提供の実現を目指している。

６．事業の範囲

（１）事業範囲

本事業の事業範囲は以下のとおりとする。ただし、表中実施対象のＡは満濃中学校、Ｂは町立体育館、Ｃは町立図書館、Ｄは町立の全小中学校、Ｅは本町の公の施設である。

具体的な業務の内容については、業務要求水準書等を参照のこと。

①　総括マネジメント業務

業務区分	主な業務内容	実施対象				
		A	B	C	D	E
総括マネジメント業務	・ 総括マネージャーの選任 ・ 事業期間全体のスケジュール及び実施体制の調整と決定 ・ 各業務担当企業との契約・維持 ・ 各業務の実施体制の確認 ・ 各業務の実施計画書（事業期間全体）の確認 ・ 各業務責任者との連絡・調整 ・ 各業務の年間計画書の確認 ・ 各業務の報告書の確認 ・ 定例会への出席及び業務実施状況の報告 ・ 本町との日常的な連絡、調整、情報交換及び問合せ対応 ・ セルフ･モニタリング ・ スタッフの人事管理 ・ その他、業務実施に必要な環境整備 ・ スタッフの教育及び研修（必要な技能、接遇、モラル、緊急時の対応を含む） ・ 改善提案の促進及び調整 ・ 各業務の実施報告書（事業期間全体）の確認	事業全体				

②　設計・建設業務

業務区分	主な業務内容	実施対象				
		A	B	C	D	E
事前調査業務	・ インフラ調査 ・ 地盤調査 ・ 土壌調査 ・ 解体・撤去調査 ・ 電波障害事前調査 ・ 周辺家屋影響調査		○			
設計業務	・ 設計	○	○	○		
建設工事業務	・ 建設工事	○	○	○		
	・ 設備工事	○	○	○		
	・ 外構工事		○			
	・ 既存施設の解体・撤去工事		○			
	・ 移設備品の引越し	○	○			
	・ 造成工事		○			
	・ その他（近隣対応、別途工事との調整）		○			
工事監理業務	・ 工事監理	○	○	○		
備品調達業務	・ 備品（什器を含む）の調達、設置 ・ 造り付け家具の調達、設置	○	○			
その他の業務	・ 建設工事に伴う各種申請	○	○	○		
	・ 完成検査	○	○	○		
	・ 本町への所有権移転手続き	○	○	○		

③　維持管理業務

業務区分	主な業務内容	実施対象				
		A	B	C	D	E
建物維持管理業務	・施設内外の劣化状況の点検 ・保守 ・更新（部品等の取替え） ・修繕	○	○	○		
建築設備維持管理業務	・電気設備、給排水設備、昇降機、消防設備、空調設備の運転・監視 ・電気設備、給排水設備、昇降機、消防設備、空調設備の法定点検・定期点検 ・修繕 ・補修 ・更新 ・劣化等の調査と対応 ・業務に伴う消耗品購入	○	○	○		
外構施設維持管理業務	・植栽の保護・育成・処理 ・外構施設各部の点検、保守、補修、更新、修繕 ・植栽の剪定・除草 ・側溝等の土砂上げ ・運動場の砂の補充 ・敷地内道路・駐車場等のラインマーキング（トラフィックペイント）	○	○	○		
備品維持管理業務	・備品の点検、保守、更新、修繕	○	○			
清掃・環境管理業務	・日常清掃（校舎は除く）、廃棄物の処理 ・定期清掃、特別清掃 ・設備定期清掃（貯水槽等） ・害虫駆除及び防除		○ ※1	○		
警備・安全管理業務	・機械警備	○	○	○		
	・門の開閉、機械警備のセット・解除 ・来客等の受付対応 ・巡回、戸締り確認		○ ※2	○		
法定・保守点検業務	・警備					○
	・防火設備保守点検					○
	・電気保安					○
	・空気調和設備保守点検					○
	・自動ドア保守点検					○
	・昇降機保守点検					○
	・防虫駆除					○
	・清掃					○
	・浄化槽保守点検					○
その他の業務	・光熱水費に係るエネルギーの提供	○	○	○		
	・大規模修繕	○	○	○		

※1 町立体育館のうち中学校の教育活動に使用するエリアとして本体業務応募者が提案する範囲の清掃・環境管理業務は本町が実施する。
※2 町立体育館の警備・安全管理業務は主としてＰＦＩ事業者が実施するが、休館日等のＰＦＩ事業者が不在となる日の一部業務の取り扱いについては後述する。

④　情報技術活用システム関連業務

<table>
<tr><th rowspan="2">業務区分</th><th rowspan="2">主な業務内容</th><th colspan="5">実施対象</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th></tr>
<tr><td rowspan="2">学校用情報教育システム業務</td><td>・ 現有機器の処分
・ 利用端末を含む機器の調達・設置
・ 教育支援ソフトの調達
・ 教育支援ソフトの活用支援
・ 利用端末を含む機器の保守
・ 上記業務内容の計画
・ 機器等の所有権の本町への譲渡手続き</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>・ 学校敷地内の配線</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>電子私書箱システム業務</td><td>・ 電子私書箱システムの構築
・ 利用登録（初期）
・ 町民への広報・利用促進啓発活動の支援
・ システムの管理、障害発生時の対応
・ 関連機器の更新</td><td colspan="5">・サーバ等のハード機器については業務開始時期を考慮し、満濃中学校、町立体育館又は町立図書館のうち最適な場所に設置することを前提とする。
・その他の要件は要求水準書において定め、それ以外の事項については民間事業者の提案に委ねることとする。</td></tr>
<tr><td>地域開放施設利用予約システム業務</td><td>・ システム・ホームページの構築
・ 町民への広報・利用促進啓発活動の支援
・ ホームページの情報更新、情報変更
・ システム・ホームページの管理、障害発生時の対応
・ 関連機器の更新</td><td colspan="5">・まんのう町学校施設開放管理運営規則に基づく地域開放施設を対象とする。
・サーバ等のハード機器については業務開始時期を考慮し、満濃中学校、町立体育館又は町立図書館のうち最適な場所に設置することを前提とする。</td></tr>
</table>

⑤　図書館運営業務

<table>
<tr><th rowspan="2">業務区分</th><th rowspan="2">主な業務内容</th><th colspan="5">実施対象</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th></tr>
<tr><td>開館準備業務</td><td rowspan="6">要求水準書のとおり</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">○</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>総括・管理業務</td></tr>
<tr><td>サービス提供業務</td></tr>
<tr><td>資料管理業務</td></tr>
<tr><td>図書館情報システムに関する業務</td></tr>
<tr><td>備品管理業務</td></tr>
</table>

⑥　地域開放運営業務

<table>
<tr><th rowspan="2">業務区分</th><th rowspan="2">主な業務内容</th><th colspan="5">実施対象</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th></tr>
<tr><td>地域開放ゾーンの受付</td><td>・ 地域開放ゾーンの受付窓口</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>町立体育館の開放エリアの運営</td><td>・ 館内運営
・ プログラムの実施</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>町立図書館の開放エリアの運営</td><td>・ プログラムの実施</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑦　民間事業者による任意提案事業

本事業の趣旨を踏まえ、応募者が提案する事業。

当該事業は、原則、独立採算にて行うものとする。ただし、著しく公共性を有し、かつ、町民からの利用料徴収に相応しくないと認められる事業については、必要な経費の一部をサービス対価に含めるものとする。

なお、提案書を提出する前に本町が提案範囲を確認し、認められたものに限る。

⑧　民間事業者による任意提案業務

本事業の趣旨を踏まえ、本町が行う業務に関して、業務に係る費用の効率化に寄与する民間活力活用策として応募者が提案する業務。

当該業務は、本町が支払うサービス対価によるものとする。

ただし、提案書を提出する前に本町が業務範囲を確認し、認められたものに限る。

（２）応募手続き上の区分

本事業の事業者募集においては、町立図書館の運営に関する業務とその他の業務を分離した上で、本体業務への提案と図書館運営業務への提案を個別に募集し、評価を行うこととする。事業者選定方法の詳細については後述するが、応募手続き上の業務区分は以下のとおりとする。

また、業務を分離しての事業者選定についての詳細は、別紙２のとおりとする。

・　ＰＦＩ事業者	：	本町と本事業を実施することについて契約を締結する民間事業者で、いわゆるＳＰＣのことを示す。
・　本体業務	：	本事業においてＰＦＩ事業者が実施する業務のうち、町立図書館運営業務を除く業務。 （（１）事業範囲 ①～④及び⑥～⑧に該当）
・　図書館運営業務	：	本事業においてＰＦＩ事業者が実施する業務のうち、町立図書館運営業務。 （（１）事業範囲 ⑤、⑦及び⑧に該当）

７．事業期間

本体業務応募者は、応募の際に、最適と考える事業期間を提案する。提案する事業期間及び提案の対象は、次の範囲とする。

ただし、情報技術活用システム関連業務のうち学校用情報教育システム業務については平成 30 年 3 月 31 日までの期間とする。

また、図書館運営業務並びに図書館運営業務応募者が実施する任意提案事業及び任意提案

業務については平成45年3月31日までの期間とする。

（１）提案対象Ⅰ

対象業務　：　総括マネジメント業務、維持管理業務、地域開放運営業務並びに任意提案事業及び任意提案業務（図書館運営業務応募者が実施する任意提案事業及び任意提案業務を除く。）

事業期間　：　本事業契約の締結日から事業者の提案する事業期間終了時まで

提案事項　：　平成45年3月31日又は平成50年3月31日のいずれかの期日を事業期間終了時として提案すること。

（２）提案対象Ⅱ

対象業務　：　情報技術活用システム関連業務のうち、電子私書箱システム業務及び地域開放施設利用予約システム業務

事業期間　：　本事業契約の締結日から事業者の提案する事業期間終了時まで

提案事項　：　平成35年3月31日又は平成40年3月31日のいずれかの期日を事業期間終了時として提案すること。

８．事業スケジュール

（１）　事業期間

	内容	日程
1	設計・建設期間	事業契約締結時～竣工
2	維持管理・運営期間	竣工後～事業期間終了
3	竣工（満濃中学校）	平成25年2月末日
4	満濃中学校開校、情報技術活用システム運用開始	平成25年4月1日
5	竣工（町立図書館）	平成25年5月末日
6	町立図書館の什器・備品、図書等の搬入	平成25年6月～7月
7	町立図書館開館	平成25年8月1日
8	竣工（町立体育館）	本体業務応募者の提案による（但し、既存の満濃中学校体育館及び本事業において整備する町立体育館のいずれかを切れ目なく本町が使用できるようにすること。）
8	町立体育館開館、地域開放運営開始	本体業務応募者の提案による（但し、遅くとも平成25年9月1日には開館し、地域開放運営を開始すること）。
9	既存施設の解体撤去	本体業務応募者の提案による（但し、平成26年3月31日までに完了すること。）

（２）契約等の締結（予定）

①　基本協定　　　　　平成23年6月

②　事業契約（本契約）　平成23年7月

９．事業方式

本体業務応募者は、満濃中学校、町立体育館及び町立図書館に関する事業方式について、応募の際に、最適と考える事業方式を提案する。選択可能な事業方式及び提案の対象は、次のとおりとする。

ただし、提案対象によって事業方式を別々にしてもよいが、同一の建物に収容する場合はいずれかの事業方式で統一させることとする。

（１）提案対象

① 満濃中学校の設計、建設及び維持管理に関する業務

② 町立体育館の設計、建設、維持管理及び地域開放運営に関する業務

③ 町立図書館の設計、建設及び維持管理に関する業務

④ 情報技術活用システム関連業務において事業者が調達する機器等

（２）提案事項

① ＢＯＴ方式

② ＢＴＯ方式

※ いずれの事業方式の場合でも、ＰＦＩ事業者は本事業敷地内に満濃中学校、町立体育館及び町立図書館の各施設を設計・建設し、自らを当該施設の原始取得者とする。ただし、ＢＴＯ方式を採用する施設は、本町が検査を行い、検査合格後に本町に所有権を移転する。また、ＢＯＴ方式を採用する施設については、維持管理・運営期間にわたり所有し、維持管理業務及び運営業務を遂行した後、本町に所有権を移転（無償譲渡）する。

※ 図書館運営業務応募者が提案し、調達及び設置する什器及び備品等については、施設の事業方式に関わらず、リース方式による調達を提案するもの以外は本町の所有とする。なお、リース方式により調達する什器及び備品等は、図書館運営業務期間の終了後、本町に所有権を移転（無償譲渡）する。

１０． 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたり、関連する各種法令等（施行令及び施行規則等を含む）を遵守するとともに、各種要綱・基準等は適宜参考とすることとする。

主な法令等は以下のとおりである。

① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）

② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

③ 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）
④ 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
⑤ 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）
⑥ スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）
⑦ 学校体育施設開放事業の推進について（昭和 51 年文部事務次官通知文体体第 146 号）
⑧ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
⑨ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）
⑩ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
⑪ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
⑫ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
⑬ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
⑮ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
⑯ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
⑰ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
⑱ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
⑲ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
⑳ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
㉑ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
㉒ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
㉓ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
㉔ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
㉕ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
㉖ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
㉗ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）
㉘ 民法（明治 29 年法律第 89 号）
㉙ 商法（明治 32 年法律第 48 号）
㉚ まんのう町契約規則（平成 18 年まんのう町規則第 44 号）
㉛ まんのう町公募型プロポーザル方式取扱規程（平成 20 年まんのう町告示第 91 号）
㉜ まんのう町建設工事指名停止等に関する規則（平成 18 年まんのう町規則第 97 号）
㉝ まんのう町学校施設開放管理運営規則（平成 18 年まんのう町教育委員会規則第 25 号）

Ⅲ．応募参加に関する条件等

１． 応募者の備えるべき参加資格要件

（１）応募者等の定義

・本体業務応募者	：	本体業務について参画を希望する複数の企業によって構成されるグループ。
・図書館運営業務応募者	：	図書館運営業務について参画を希望する単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体（ＪＶ）。
・応募者	：	本体業務応募者及び図書館運営業務応募者の便宜上の総称。
・代表企業	：	応募者の構成員の中から、応募手続きを代表して行う企業。
・構成員	：	本体業務応募者を構成する企業で、特別目的会社の設立にあたり出資を予定する者。
・協力企業	：	応募者を構成する企業で、特別目的会社への出資は予定せず、特別目的会社から業務を受託し、又は請負うことを予定する者。

（２）応募者の参加要件等

① 応募者の条件

ア　本体業務応募者は、複数の企業によって構成されるグループとして応募することとする。なお、その構成員の中から代表企業を定めるものとする。

イ　図書館運営業務応募者は、単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体（ＪＶ）として応募することとする。いずれの場合も、図書館運営業務を主として担当する者を必ず含めることとする。

ウ　応募者は、応募者を構成する企業が本事業の遂行上果たす役割を参加表明書に明記すること。

エ　協力企業についても、構成員と同様に参加表明を行うこと。

エ　本体業務応募者には、Ⅱ．６．（１）①～④及び⑥の業務を担当する者が必ず含まれていること。

カ　応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

キ　図書館運営業務応募者は、本体業務応募者の構成員又は協力企業となることはでき

ない。図書館運営業務応募者が共同企業体（ＪＶ）である場合のそれを構成する企業も同様に、本体業務応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

ク　本体業務の優先交渉権者（又は次点交渉権者）となった応募者の構成員は、事業契約締結までに会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める株式会社として設立する特別目的会社に出資を行い、その出資比率の合計が全体の 50%を超えるものとする。なお、代表企業が最大比率で出資を行うこと。

ケ　図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、原則として特別目的会社に対する出資を行わない。ただし、本体業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）と図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）が合意した場合、図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、特別目的会社の設立にあたり出資することができる。ただし、図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）が特別目的会社の設立にあたり出資する場合の出資比率は、本体業務応募者の代表企業の出資比率未満となることを条件とする。

② 応募者の共通参加資格

応募者は、次の全ての資格要件を満たすこと。ただし、協力企業は、イ、ウの資格要件を満たさなくても可とする。

ア　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ　参加表明書の受付時において、本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ　参加表明書及び参加資格確認申込書の提出期限の日から基本協定締結時までの期間に、まんのう町建設工事指名停止等に関する規則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 97 号）等に基づく指名停止措置を受けないこと。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営しておらず、かつ事実上経営に参加していない者であること。

オ　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

カ　平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手

続開始の申立てをしておらず、かつ申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

キ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしておらず、かつ更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

ク　本事業に係る事業者選定委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面において関連がある者又は人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、上記企業の発行済み（普通）株式数の 50%以上の株式を有し、又は上記団体の出資の総額の 50%を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、上記企業又は団体の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

ケ　本町が本事業に関して委託した業務に関与した者又はこれらの者と資本面において関連がある者又は人事面において関連がある者でないこと。該当する者は、次のとおりである。

- 株式会社日本経済研究所（東京都千代田区神田駿河台 3-3-4）
- 西村あさひ法律事務所（東京都港区赤坂 1-12-32）
- 株式会社現代建築研究所（東京都新宿区新宿 2-8-8）
- 株式会社伊藤喜三郎建築研究所（東京都品川区東五反田 1-2-33）

③　応募者の各業務担当企業の資格要件

構成員及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、維持管理及び図書館運営の各業務にあたる者（ＰＦＩ事業者から直接これらの業務を受託する者を含む。以下、それぞれ「設計企業」、「工事監理企業」、「建設企業」、「維持管理企業」及び「図書館運営企業」という。）は、それぞれ以下に掲げる要件を満たす者とする。

なお、募集要項等に別段の定めがある場合を除き、複数の要件を満たす者は複数の業

務を実施することができることとする。

ただし、設計企業と工事監理企業は兼ねることができるが、工事監理企業と建設企業は兼ねることができないこととする。

また、維持管理業務にあたる者のうち大規模修繕を担当する者の要件については、設計企業、工事監理企業及び建設企業の要件を準用して満たすこととする。また、維持管理業務のうち光熱水費にかかるエネルギー提供を担当する者の要件については、維持管理企業の要件を満たしていなくても可とする。

ア　設計企業

（ア）　建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（イ）　平成 7 年 4 月 1 日以降に設計完了したもので、延床面積 5,000 ㎡以上の学校教育法に定める教育施設の実施設計についての実績を有すること。

（ウ）　平成 7 年 4 月 1 日以降に設計完了したもので、延床面積 3,000 ㎡以上の体育施設の実施設計についての実績を有すること。

（エ）　平成 7 年 4 月 1 日以降に設計完了したもので、延床面積 600 ㎡以上の図書館の実施設計についての実績を有すること。

（オ）　設計企業が単独の場合は上記（ア）から（エ）の全てを満たすこと。複数の場合は、その全ての設計企業が（ア）を満たし、複数のうちの各企業が（イ）、（ウ）及び（エ）を満たし、全体として（イ）、（ウ）及び（エ）の全てを満たすこと。

イ　工事監理企業

（ア）　建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（イ）　平成 7 年 4 月 1 日以降に竣工したもので、延床面積 5,000 ㎡以上の学校教育法に定める教育施設の工事監理業務についての実績を有すること。

（ウ）　平成 7 年 4 月 1 日以降に竣工したもので、延床面積 3,000 ㎡以上の体育施設の工事監理業務についての実績を有すること。

（エ）　平成 7 年 4 月 1 日以降に竣工したもので、延床面積 600 ㎡以上の図書館の工事監理業務についての実績を有すること。

（オ）　工事監理企業が単独の場合は上記（ア）から（エ）の全てを満たすこと。複数の場合は、その全ての工事監理企業が（ア）を満たし、複数のうちの各企業が（イ）、（ウ）及び（エ）を満たし、全体として（イ）、（ウ）及び（エ）の全てを満たすこと。

ウ　建設企業

（ア）　建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく建設工事業に係る建設業の許可を受け

ていること。

（イ） 応募者は建築一式工事について、建設業法第 15 条の規定に基づく特定建設業の許可を有する者であること。

（ウ） 平成 7 年 4 月 1 日以降に竣工したもので、延床面積 5,000 ㎡以上の学校教育法に定める教育施設の施工実績を有すること。

（エ） 平成 7 年 4 月 1 日以降に竣工したもので、延床面積 3,000 ㎡以上の体育施設の施工実績を有すること。

（オ） 平成 7 年 4 月 1 日以降に竣工したもので、延床面積 600 ㎡以上の図書館の施工実績を有すること。

（カ） 建築一式工事に係る建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の直近の総合評点が 1,100 点以上であること。

（キ） 建設企業が単独の場合は上記（ア）から（カ）の全てを満たすこと。複数の場合は、その全ての建設企業が（ア）及び（イ）を満たし、複数のうちの各企業が（ウ）から（カ）を満たし、全体として（ウ）から（カ）の全てを満たすこと。なお、（ウ）、（エ）及び（オ）については、複数のうちの各企業が建築工事あるいは設備工事等の業種毎の実績を有する場合も認めることとし、全体として（ウ）、（エ）及び（オ）についての建築工事あるいは設備工事等の全ての業種における実績を有することとする。

エ　維持管理企業

（ア） 本事業における担当業務と同種の業務について、文教施設における 2 年以上の実務経験を有すること。

（イ） 維持管理にあたり必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。

（ウ） 維持管理企業が単独の場合は上記（ア）及び（イ）の全てを満たすこと。複数の場合は、業務毎に（ア）及び（イ）の全てを満たす維持管理企業を含むこと。

オ　図書館運営企業

（ア） 図書館運営業務の受託実績を 1 件以上有すること。

（３） 参加資格の確認等

① 参加資格確認基準日

参加資格要件等の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限日とする。

②　参加資格確認基準日以降の取扱い

参加資格を有するとの確認を受けた応募者の構成員及び協力企業が、参加資格確認基準日以降、基本協定締結日までに上記（２）②のいずれか一つでも満たさなくなった場合（協力企業については（２）②のうちイ及びウは除く）には、（４）による応募者の変更が認められた場合を除き、当該応募者は失格となる。なお、基本協定の締結後、事業契約締結までの間に当該優先交渉権者（又は次点交渉権者）が不適当と認められる行為を行った場合には、本町は当該優先交渉権者（又は次点交渉権者）と事業契約を締結しないこともある。

（４）　応募者の変更等

参加表明書及び参加資格確認申請書の提出により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力企業の変更は原則認めない。

ただし、提案書提出期限日までの期間において、本町がやむを得ないと判断する事情が生じた場合は、本町と協議を行うこととする。協議の結果、本町が妥当と認めた場合には、応募者の代表企業以外の構成員及び協力企業を、参加資格の確認を受けた上で、変更及び追加することができるものとする。

２．　応募に関する留意事項

（１）　募集要項等の承諾

応募者は、参加資格確認申請書等の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

（２）　費用負担

応募者の応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

（３）　提案書類の取扱い

①　著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表する場合及びその他本町が必要と認める場合には、本町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案書については、評価結果の公表以外には応募者に無断で使用しない。

②　特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとす

る。さらに、これによって本町が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、本町に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

③　提案書類等

提案書は、採用案については返却しない。採用案以外については、１部を除き事業者選定の手続終了後速やかに返却する。

（４）　本町からの提示資料の取扱い

本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

（５）　応募者の複数提案の禁止

応募者は、１つの提案しか行うことはできない。

（６）　提出書類の変更禁止

応募提出書類の変更、差し替え又は再提出の申し出は認めない。ただし、本町が認めた場合はこの限りではない。

（７）　使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（８）　応募の辞退

参加資格確認書を送付された応募者が応募を辞退する場合は、「応募辞退届（様式Ⅲ）」を以下の提出場所に持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送する場合は、必ず特定記録（郵便事業株式会社）等の差出記録が残る方式で送ること。

①　提出期限：平成 23 年 2 月 25 日（金）　午後 5 時必着
（持参時の提出時間：平日　午前 9 時～正午及び午後 1～5 時）

②　提出場所：まんのう町教育委員会事務局　学校教育課　満濃中学校改築対策室
（〒766-0022　香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430　まんのう町役場 3 階）

（９）　応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

①　応募者の参加資格要件の無いものが行った応募
②　参加表明書に記載された応募者の代表企業以外のものが行った応募
③　応募者の記名及び押印を欠く応募又は応募事項を明示しない応募

④　参加表明書及び参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたものが行った応募

⑤　誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募

⑥　同一事項に対し、2 通以上の書類提出がなされた応募

⑦　その他募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

3.　選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

	内容	日程
1	募集要項等の公表	平成 22 年 10 月 4 日
2	募集要項等に関する説明会	平成 22 年 10 月 8 日
3	本町入札参加資格者名簿の登録受付	平成 22 年 10 月 4 日～8 日
4	募集要項等に関する質問の受付（第 1 回）	平成 22 年 10 月 12～15 日
5	募集要項等に関する質問への回答の公表（第 1 回）	平成 22 年 11 月 5 日頃
6	参加表明書の受付、競争的対話への参加申込み	平成 22 年 11 月 8～15 日
7	任意提案事業及び任意提案業務に関する競争的対話の実施	平成 22 年 11 月 25 日、26 日
8	任意提案事業及び任意提案業務の提案範囲の事前確認の受付	平成 22 年 11 月 29～12 月 6 日
9	任意提案事業及び任意提案業務の提案範囲の事前確認に関するヒアリング	平成 22 年 12 月 13 日、14 日
10	任意提案事業及び任意提案業務の提案範囲の事前確認の結果通知	平成 22 年 12 月 27 日頃
11	募集要項等に関する質問の受付（第 2 回）	平成 23 年 1 月 11～14 日
12	募集要項等に関する質問への回答の公表（第 2 回）	平成 23 年 2 月 4 日頃
13	提案書の提出受付	平成 23 年 2 月 21～25 日
14	優先交渉権者の選定・公表、審査講評の公表	平成 23 年 4 月中旬
15	基本協定の締結	平成 23 年 6 月頃
16	事業契約の締結	平成 23 年 7 月頃

4.　応募手続き等

（1）募集要項等に関する説明会の開催

本事業に対する事業者の参入促進に向け、募集要項等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について本町の考え方を提示する。

①　開催日時：平成 22 年 10 月 8 日（金）
午後 2 時～（受付：午後 1 時 30 分～）

②　開催場所：まんのう町役場　大会議室
（〒766-0022　香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430　まんのう町役場　3 階）

③　注意事項：事前申込不要。なお、説明会当日は、募集要項等は配付しない。本町のホ

ームページからダウンロードして持参のこと。また、説明会当日は質問、意見等は受け付けない。

（２）対象施設の見学受け入れ

本町は、募集要項の公表から提案書の提出期限の日まで、本事業の対象となる施設の見学を随時、受け入れる。ただし、あらかじめ連絡をし、訪問予定日時について予約をすることとし、予約外の訪問については対応しない。

① 見学期間：平成22年10月5日（火）～12月28日（火）
平成23年1月5日（水）～2月25日（金）
（ただし、土日祝日及び学校等の振り替え休校日等を除く。）
② 見学時間：午前9 時～正午及び午後1時～5 時
③ 事前予約連絡先：満濃中学校改築対策室　pfi@town.manno.lg.jp

（３）本町入札参加資格者名簿の登録受付

本事業に応募しようとする事業者のうち、平成 21 年度入札参加資格申請を行っていない事業者を対象に、本町入札参加資格者名簿への登録の申請を受付する。

詳細は、平成 22 年 8 月 24 日に本町が公表した入札参加資格者名簿登録申請要領による。

① 受付日時：平成22年10月4日（月）～10月8日（金）
午前9時～正午及び午後1時～5時
② 受付場所：まんのう町役場　総務課
（〒766-0022　香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430　まんのう町役場 2階）

（４）募集要項等に関する質問の受付、募集要項等に関する質問及び回答の公表（第１回）

募集要項等の記載内容に関して質問回答を以下の要領で行う。

① 受付期間：平成22年10月12日（火）～15日（金）　午後5時必着
② 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「様式１　募集要項等に関する質問書」に記入の上、電子メールにて担当事務局宛に提出すること。ファイル形式はMicrosoft Excel 2003 で読取可能なもの、電子メールの件名は「募集要項等質問」とすること。
本町は、質問書の受付後、確認した旨について祝祭日、土日を除く翌開庁日午後 5 時までに電子メールで通知する。通知がない場合は、電話にて問い合わせること。

③　回　　答：質問及びそれに対する回答は、平成 22 年 11 月 5 日（金）頃に本町のホームページ等にて公表する。

④　質問の提出先：満濃中学校改築対策室　pfi@town.manno.lg.jp

（５）参加表明書及び参加資格確認申請書の受付、資格確認通知の発送

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書を本町に提出し、資格審査を受ける。参加表明書及び参加資格審査申請書の提出は、応募者の代表企業が行う。

①　受付期間：平成 22 年 11 月 8 日（月）～ 15 日（月）　午後 5 時必着
（持参時の提出時間：平日　午前 9 時～正午及び午後 1～5 時）

②　提出方法：参加表明書（様式Ⅰ-1、2）及び参加資格確認申請書（様式Ⅰ-3～9）について、持参又は郵送により提出すること。メールやＦＡＸによる提出は不可とする。なお、郵送する場合は、必ず特定記録（郵便事業株式会社）等の差出記録が残る方式で送ること。
また、提出書類については、資格審査書類等を封筒に入れ、封筒に代表企業の名称又は商号及び「まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業　資格審査書類在中」と朱書きすること。

③　提出場所：まんのう町教育委員会事務局　学校教育課　満濃中学校改築対策室
（〒766-0022　香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430　まんのう町役場 3 階）

④　参加資格通知の発送：本町は、参加資格確認申請を行ったものに対して、参加資格確認通知を書面（参加資格確認書）により平成 22 年 11 月 24 日（水）までに発送する。参加資格を有するとされたものについては、併せて受付番号を通知する。

⑤　特記事項：任意提案事業又は任意提案業務のみを行う企業が協力企業として応募する場合の参加資格確認は、（７）の任意提案事業及び任意提案業務の提案範囲の事前確認と併せて行い、その結果と併せて通知する。
また、参加資格確認の結果、当該企業がⅢ．１．（２）②に示す資格要件を満たさない場合は、Ⅲ．１．（４）に示す手続きによることとする。
なお、当該企業については、参加資格確認申請書（様式Ⅰ-3）に必要な添付書類として列記したうちの有価証券報告書（最近 3 期分）については、本項における提出は不要とし、（７）の任意提案事業及び任意提案業務の提案範囲の事前確認の結果通知後、平成 23 年 1 月 14 日までに提出することとする。

＜参加資格がないとされた場合の扱い＞

本事業への参加資格がないとされたものは、その理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

① 提出日時：平成 22 年 11 月 25 日（木）～ 12 月 1 日（水）　午後 5 時必着
（持参時の提出時間：平日　午前 9 時～正午及び午後 1～5 時）

② 提出方法：説明要求の書面（様式自由）を郵送又は持参すること。ＦＡＸ、電子メールは不可とする。郵送する場合は、必ず特定記録（郵便事業株式会社）等の差出記録が残る方式で送ること。

③ 提出場所：まんのう町教育委員会事務局　学校教育課　満濃中学校改築対策室
（〒766-0022　香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430　まんのう町役場 3 階）

④ 回　　答：本町は、説明を求めたものに対し、平成 22 年 12 月 10 日（金）までに書面により回答する。

⑤ 特記事項：任意提案事業又は任意提案業務のみを行う企業が協力企業として応募し参加資格がないとされた場合にも、書面により説明を求めることができることとする。その手続きについては、（７）の結果通知の際に併せて通知する。

（６）任意提案事業及び任意提案業務に関する競争的対話の実施

任意提案事業及び任意提案業務についての提案範囲の確認に先立ち、募集要項等への質問回答公表後に任意提案事業及び任意提案業務につき、本町と応募者との競争的対話を行う。

応募者は候補とする事業又は業務の概要について口頭で説明する。本町はその場で当該提案の採否及び良否について回答もしくは所感を述べることはしないが、必要に応じて本町を取り巻く状況や行政課題等について説明し、当該提案が本町の実情に沿ったものとなるべく対話を行う。

なお、本町は、応募者間の公平性を確保するとともに、良いところ取り（いわゆるチェリー・ピッキング）を行わない。

① 実施日時：平成 22 年 11 月 25 日（木）、26 日（金）　１応募者につき１回とし２時間を限度とする。

② 開催場所：まんのう町役場　3 階　第２会議室

③ 参加申込：参加を申し込む応募者は、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出と同時に、「様式２　競争的対話への参加申込書」に記入の上、電子メールにて担当事務局宛に提出すること。ファイル形式は Microsoft Word 2003 で読取可能なもの、電子メールの件名は「競争的対話への参加申込」とすること。
本町は、申込書の受付後、確認した旨について祝祭日、土日を除く翌開庁日午後 5 時までに電子メールで通知する。通知がない場合は、電話にて問い合わせること。
本町は、参加申込みのあった応募者に対して、実施日時及び守秘義務協定

（別紙 1）の締結について連絡する。

④　申込書の提出先：満濃中学校改築対策室　pfi@town.manno.lg.jp

⑤　注意事項：競争的対話は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出した応募者単位で行う。

競争的対話への参加を申し込んだ後に、参加資格確認において参加資格がないとされた場合は、競争的対話への参加はできないこととする。

（７）任意提案事業及び任意提案業務の提案範囲の事前確認の受付、ヒアリング、結果通知

提案書受付に先立ち、募集要項等への質問回答公表後に任意提案事業及び任意提案業務につき、提案範囲の確認を行う。

応募者は候補とする事業又は業務の概要を書面で提出し（複数提案可能）、本町は、個別にその採否について確認を行う。複数提案を行う場合、それぞれの提案について提出する。なお、確認を受けず当該事業について提案を行った場合は、失格とする。

また、提出された書面についての確認のため、必要に応じて、12 月 13 日又は 14 日にヒアリングを行う。その場合は、12 月 8 日までに応募者へ連絡する。

なお、提案範囲の事前確認では、提案内容の良否についての審査行為は行わない。

①　提出日時：平成 22 年 11 月 29 日（月）～12 月 6 日（月）　午後 5 時必着

（持参時の提出時間：平日　午前 9 時～正午及び午後 1～5 時）

②　提出方法：提案範囲の確認に必要な書類（様式Ⅲ）を郵送もしくは持参により提出すること。電子メールやＦＡＸによる提出は認めない。

なお、郵送する場合は、必ず特定記録（郵便事業株式会社）等の差出記録が残る方式で送ること。

また、確認結果を通知する担当企業（1 社とする。）を明示すること。

③　提出場所：まんのう町教育委員会事務局　学校教育課　満濃中学校改築対策室

（〒766-0022　香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430　まんのう町役場 3 階）

④　確認通知日：本町は、確認結果通知を書面により平成 22 年 12 月 27 日（月）頃に発送する。

（８）募集要項等に関する質問の受付、募集要項等に関する質問及び回答の公表（第２回）

募集要項等の記載内容に関して質問回答を以下の要領で行う。

①　受付期間：平成 23 年 1 月 11 日（月）～14 日（金）　午後 5 時必着

②　提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「様式１　募集要項等に関する質問書」に記入の上、電子メールにて担当事務局宛に提出すること。ファイル形式は

Microsoft Excel 2003 で読取可能なもの、電子メールの件名は「募集要項等質問」とすること。

本町は、質問書の受付後、確認した旨について祝祭日、土日を除く翌開庁日午後 5 時までに電子メールで通知する。通知がない場合は、電話にて問い合わせること。

③ 回　　答：質問及びそれに対する回答は、平成 23 年 2 月 4 日（金）頃に本町のホームページ等にて公表する。

④ 質問の提出先：満濃中学校改築対策室　pfi@town.manno.lg.jp

（９）提案書の受付

募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査にあたって、本町が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行う。

提案書の提出方法は以下に定める。

① 提出日時　：平成 23 年 2 月 21 日（月）～25 日（金）　午後 5 時必着
（持参時の提出時間：平日　午前 9 時～正午及び午後 1～5 時）

② 提出方法　：特定記録（郵便事業株式会社）等の差出記録が残る方式で郵送すること。
提案書類等を封筒に入れ、封筒に代表企業の名称又は商号及び「まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業　提案書類在中」と朱書きすること。

③ 提出場所　：まんのう町教育委員会事務局　学校教育課　満濃中学校改築対策室
（〒766-0022　香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430　まんのう町役場 3 階）

Ⅳ．事業者の選定

１．事業者の選定方法

本事業の事業者の選定にあたり、提案内容の審査において公平性及び透明性を確保するとともに、専門的見地からの意見を参考とするため、本町は、学識経験者等の外部委員及び本町関係者で構成する事業者選定委員会を設置している。

本町は、審査委員会による本体業務及び図書館運営業務のそれぞれの優秀提案及び次点提案の選定結果を基に、本体業務及び図書館運営業務におけるそれぞれの優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、別紙 2 に示す事業者間協議を経た上で、本体業務の優先交渉権者との契約交渉及び契約手続きを行う。

なお、事業者選定の方法は、公募型プロポーザル方式とする。

２．事業者選定委員会の設置

事業者選定委員は以下のとおりである。

委員長	根本　祐二	（東洋大学経済学部教授）
副委員長	植田　和男	（日本 PFI 協会理事長）
副委員長	山神　眞一	（香川大学教育学部教授）
委員	田中　紘一	（四国学院大学総合教育研究センター教授）
委員	片山　昭彦	（四国学院大学カルチュラル・マネジメント学科准教授）
委員	岡野　眞	（元香川大学工学部教授）
委員	安登　利幸	（亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科教授）
委員	栗田　隆義	（まんのう町長）
委員	三原　一夫	（まんのう町教育委員会委員長）

３．審査の方法

事業者選定基準（付属資料 2）に従い、提案の審査は資格審査、提案審査の 2 段階に分けて行う。

事業者選定委員会は、提案審査において、価格及びその他の要素を総合的に評価する。審査の過程において、ヒアリング等を実施する場合もある。事業者選定委員会において、本体業務及び図書館運営業務のそれぞれについて最も優れた提案を優秀提案とし、次点提案とともに選出のうえ、町長に報告する。

本町は、事業者選定委員会の報告に基づき、本体業務及び図書館運営業務のそれぞれについて優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者を選定するまでの間に応募者の構成員及び協力企業が参加資格要件を

欠くような事態が生じた場合や事業者選定委員会の委員、本町及び本事業選定の関係者等に対し、自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合には失格とする。

その他、提出された提案書について、次のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

（１）提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
（２）提案書に不備又は虚偽の記載等があった場合
（３）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
（４）本募集要項等に違反すると認められる場合

４．審査結果の通知及び公表

審査結果の通知は、すべての応募者の代表企業に対し文書で行う。電話等による問合せには応じない。

また、審査結果は、優先交渉権者決定後速やかに本町のホームページにて公表する。

Ⅴ．提示条件

１．事業フレーム

（１） 事業の遂行

① Ⅱ．８に示す事業スケジュールを遵守し、設計図書に定められた工事を完成させること。

② Ⅱ．６．（1）事業範囲に示す業務を確実に行うこと。

（２） 債権の取扱い

① 債権の譲渡

本町は、ＰＦＩ事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、ＰＦＩ事業者が本町に対して有する支払い請求権（債権）は一体不可分とする。ＰＦＩ事業者が債権を譲渡する場合には、事前に本町の承諾を得ること。

② 債権への質権設定及び債権の担保提供

ＰＦＩ事業者が本町に対して有する債権に対し質権その他の担保提供をする場合には、事前に本町の承諾を得ること。

（３） 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

① 法制上及び税制上の支援措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の支援措置等は想定していない。

② 財政上及び金融上の支援措置に関する事項

ア 国庫補助等

施設整備に係る費用の一部について、国庫補助及び合併特例債等の地方債を活用して一括で支払うため、ＰＦＩ事業者は、国庫補助申請に必要な書類等の作成及び支援を行う。

イ その他

ＰＦＩ事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本町はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。ただし、本町はＰＦＩ事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

③ その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

ア 事業実施に必要な許認可等に関し、本町は必要に応じて協力を行う。

イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本町とＰＦＩ事業者で協議を行う。

２．サービス購入費

（１） サービス購入費

本町は定期的にモニタリングを実施し、本募集要項等に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、ＰＦＩ事業者が提供したサービスに対しサービス購入費を支払う。

詳細は、事業契約書（案）別紙 サービス購入費の基本的な考え方（付属資料 3 別紙 11）を参照すること。

（２） 改定の考え方

事業契約書（案）別紙 サービス購入費の基本的な考え方（付属資料 3 別紙 11） に示す方法に従って改定を行う。

（３） 支払方法

施設整備費等相当と維持管理・運営費相当の支払いは、事業契約書（案）に定めるところにより、供用開始（平成 25 年 4 月予定）から事業期間中に、年 4 回、事業期間終了時まで支払う。

（４） サービス購入費の減額等

本町はモニタリングを行い、事業契約で定められた性能・水準が維持されていない場合は、サービス購入費の減額等を行う。詳細は、事業契約書（案）別紙 モニタリング及びサービス購入費の減額について（付属資料 3 別紙 12）を参照のこと。

３．土地の使用等

満濃中学校、町立体育館及び町立図書館の施設を整備する敷地は町有地であり、財産の分類は行政財産である。

設計・建設期間中、上記の行政財産について、本町はＰＦＩ事業者に無償で使用させる。また、事業方式をＢＯＴ方式とした場合は、維持管理・運営期間中も、上記の行政財産について、本町はＰＦＩ事業者に原則無償で使用させる。ただし、独立採算によって事業者の利益が生まれる任意提案事業について行政財産を使用する場合は有償で使用させることとし、その料金はまんのう町公有財産規則による金額とする。

４．ＰＦＩ事業者の事業契約上の地位

本町の事前の承諾がある場合を除き、ＰＦＩ事業者は事業契約上の地位及び権利義務の譲

渡、担保の提供、その他の処分をしてはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

５．特別目的会社の設立

本体業務の優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、事業契約締結までに会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を登記上の本社所在地をまんのう町内とした上で設立する。本体業務の優先交渉権者（又は次点交渉権者）となった応募者の構成員は、設立する特別目的会社に出資を行い、その出資比率の合計が全体の 50%を超えるものとする。なお、代表企業が最大比率で出資を行うこととする。

図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、原則として特別目的会社に対する出資を行わない。ただし、本体業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）と図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）が合意した場合、図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、特別目的会社の設立にあたり出資することができる。ただし、図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）が特別目的会社の設立にあたり出資する場合の出資比率は、本体業務応募者の代表企業の出資比率未満となることを条件とする。

応募者のうち特別目的会社に出資する者の間においては、平成 25 年 3 月 1 日以降、本町による事前の書面による承諾なくして、その出資比率を移動することができる。ただし、図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）の特別目的会社への出資比率が、本体業務応募者の代表企業の出資比率を超える場合には、本町による事前の書面による承諾を要する。なお、平成 25 年 2 月 28 日以前であっても、本町による事前の書面による承諾がある場合は、その出資比率を移動することができることとする。

６． 指定管理者の指定

町立体育館は、地方自治法第 244 条第 1 項の公の施設として設置するものであり、ＰＦＩ事業者を同法第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者として指定する予定である。

本町は、議会にて事業契約に係る議決を受けた後、選定事業者の提案を踏まえ、町立体育館の管理・運営に関する条例（指定管理者手続条項を含む。）を制定し、指定管理者の指定を行う予定である。

７．契約保証金

ＰＦＩ事業者は、以下の（１）、（２）及び（３）の合計金額の契約保証金を本事業契約締結時までに本町へ納付する。

（１）施設整備費相当（割賦金利を除く。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%以上

（２）本体業務のうち設計・建設業務以外の業務に係る費用相当の各一年間分の額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%以上

（３）図書館運営業務に係る費用相当の各一年間分の額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%以上

ただし、ＰＦＩ事業者が、事業契約締結の日から設計・建設業務終了日までを期間として、本町又はＰＦＩ事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、これを免除する。その場合には、ＰＦＩ事業者は、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険に係る保険証券を本町に提出しなければならない。なお、ＰＦＩ事業者を被保険者とする履行保証保険契約がＰＦＩ事業者の請負人等によって締結される場合は、ＰＦＩ事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を本町のために設定するものとする。

また、契約保証金については、ＰＦＩ事業者が本事業の事業範囲の全てについてまとめて本町へ納付することを前提とするが、万一、図書館運営業務が事業範囲外になった場合はその限りではない。

８．保険

ＰＦＩ事業者は、上記６．記載の保険のほかに、次の要件を満たす保険契約を締結するものとする。詳細は、事業契約書（案）別紙　保険等の取扱い（付属資料 3 別紙 5）を参照のこと。

なお、ＰＦＩ事業者が以下（1）、（2）及び（3）の全てについてまとめて保険契約を締結することを前提とするが、万一、図書館運営業務が事業範囲外になった場合はその限りではない。

（１）　設計・建設期間中の保険

ＰＦＩ事業者は、建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入すること。

（２）　維持管理・運営期間中の保険（本体業務）

ＰＦＩ事業者は、維持管理開始日から維持管理・運営期間終了日までの期間において、施設賠償責任保険及びＰＦＩ事業者が行う本体業務のうち設計・建設業務以外の業務を対象とした第三者賠償責任保険に加入すること。

また、ＢＯＴ方式の場合は、維持管理開始日から維持管理・運営期間終了日までの期間において、火災保険に加入すること。

（３）　維持管理・運営期間中の保険（図書館運営業務）

ＰＦＩ事業者は、維持管理開始日から維持管理・運営期間終了日までの期間において、施設賠償責任保険及び事業者が行う図書館運営業務を対象とした第三者賠償責任保険に加

入すること。

（４） 本町が加入する保険

ＢＴＯ方式の場合、本町は当該施設について財団法人全国自治協会建物災害共済を付保する。

９． 本町とＰＦＩ事業者の責任分担

（１） 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、ＰＦＩ事業者が担当する業務については、ＰＦＩ事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則としてＰＦＩ事業者が負うものとする。但し、本町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本町が責任を負うものとする。

（２） 予想されるリスクと責任分担

本町とＰＦＩ事業者の責任分担は、リスク分担表（別紙 3）及び事業契約書（案）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行う。リスク分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すが、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

Ⅵ. 事業実施に関する事項

１. 誠実な事業の遂行

事業者は、事業契約書（案）等に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

２. 本町による本事業の実施状況のモニタリング

本町は、ＰＦＩ事業者が定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。モニタリングの結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、改善要求等を行う。

詳細は、事業契約書（案）別紙　モニタリングとサービス購入費の減額について（付属資料 3 別紙 12）を参照のこと。

３. 財務書類の提出

ＰＦＩ事業者は、毎会計年度、当該会計年度の財務書類（会社法第 435 条第２項に規定する計算書類及びこれらの付属明細書）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けたうえで、年度報告書及び監査報告書とともに毎事業年度経過後３か月以内に本町に提出する。また、本町は、当該財務書類を公開できるものとする。

４. 下請企業の通知

構成員又は協力企業から業務を受託する企業（「下請企業」という。）の名称を各業務の業務開始日の 30 日前までに本町に通知すること。

５. 事業期間中のＰＦＩ事業者と本町の関わり

（１）本事業は、ＰＦＩ事業者の責任において遂行される。また、本町は事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

（２）原則として本町はＰＦＩ事業者に対して連絡を行うが、必要に応じて本町と建設企業等の間で直接連絡調整を行う場合がある。

（３）資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、本町はＰＦＩ事業者に資金を提供する金融機関と協議することもある。

（４）事業契約又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、本町とＰＦＩ事業者は誠意をもって協議する。

６. 支払手続

（１）ＰＦＩ事業者は、事業契約に定められた方法により各業務報告書を作成し、本町に連絡

し本町の履行確認を受ける。

（２）ＰＦＩ事業者は、履行確認完了後、速やかに本町に請求書を送付する。

（３）本町はＰＦＩ事業者から請求書を受け取った後、事業契約に定める日までに支払いを行う。

Ⅶ. 契約の考え方

１． 契約手続

（１）本町は、本体業務の優先交渉権者（又は次点交渉権者）及び図書館運営業務の優先交渉権者（又は次点交渉権者）との協議が整った場合、特別目的会社の設立及びその他必要な事項を定めた基本協定を締結する。

（２）本町は、当該特別目的会社すなわちＰＦＩ事業者と仮契約を締結する。なお、特別目的会社の設立は仮契約の締結前に行うこととする。

（３）本町とＰＦＩ事業者は、本町議会の議決を得た上で本事業契約を締結する。

（４）契約手続きに係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）側に発生する費用については、優先交渉権者（又は次点交渉権者）の負担とする。

２． 事業契約の枠組み

（１） 基本協定

① 当事者

本町、本体業務の優先交渉権者（又は次点交渉権者）、図書館運営業務の優先交渉権者（又は次点交渉権者）

② 目的

本町と優先交渉権者（又は次点交渉権者）との間で、当該応募者が優先交渉権者（又は次点交渉権者）として選定されたことを確認するとともに、本事業の実施について本町と優先交渉権者（又は次点交渉権者）が負うべき責務を定め、事業契約の締結を促進することを目的とする。

③ 基本協定の締結時期

平成 23 年 6 月（予定）

④ 基本協定の概要

基本協定書（案）（付属資料 4）を参照のこと。

（２） 事業契約

① 当事者

本町、ＰＦＩ事業者

② 目的

本町とＰＦＩ事業者との間で、本事業に関し、本町がＰＦＩ事業者に委託するすべての業務の内容、要求水準、支払に関する事項などを明確にするとともに、本町とＰＦＩ

事業者の権利義務を包括的に規定することを目的とする。

なお、設計・建設業務以外の業務の詳細の仕様については、事業契約書（案）業務要求水準書及び提案書に基づき、本町と協議し、各業務の業務開始予定日の 3 ヵ月前までに実施計画書（事業期間全体）として作成するものとする。

③　契約締結時期

平成 23 年 7 月（予定）

④　契約の概要

事業契約は、本町の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書（案）に基づき締結するものであり、ＰＦＩ事業者が遂行すべき業務内容、本町及びＰＦＩ事業者のリスク分担、契約金額、サービス購入費の支払方法等を定めるものである。

３．　予定価格及び基準価格、提案価格及び契約金額

（１）　予定価格及び基準価格

本事業の予定価格及び基準価格は以下のとおりです。

ただし、これらには、本町が支払うサービス購入費によって行う任意提案事業及び任意提案業務にかかる費用は含みません。

①　本体業務（予定価格）

提案パターン	提案対象Ⅰ	提案対象Ⅱ	予定価格（税抜）
1	平成 45 年 3 月 31 日 (供用開始後 20 年間)	平成 35 年 3 月 31 日 (供用開始後 10 年間)	7,551,900,000 円
2	平成 45 年 3 月 31 日 (供用開始後 20 年間)	平成 40 年 3 月 31 日 (供用開始後 15 年間)	7,591,900,000 円
3	平成 50 年 3 月 31 日 (供用開始後 25 年間)	平成 35 年 3 月 31 日 (供用開始後 10 年間)	8,333,800,000 円
4	平成 50 年 3 月 31 日 (供用開始後 25 年間)	平成 40 年 3 月 31 日 (供用開始後 15 年間)	8,373,800,000 円

②　図書館運営業務（基準価格）

645,300,000 円（税抜）

（２）　提案価格

本体業務への応募にかかる提案価格は、施設整備費相当（割賦金利の積算の前提となる金利水準は基準金利 0.485％（東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される平成 22 年 9 月 30 日の TSR6 か月 LIBOR ベース 5 年物（円-円）金利スワップレート）に提案したスプレッドを加えたものとする。）に、維持管理・運営費相当（図書館運営業務にかかるものを除く）の事業契約締結から事業期間終了までの合計額を加算した金額とする（物価

変動は見込まない。)。

図書館運営業務への応募にかかる提案価格は、図書館運営業務にかかる運営費相当の事業契約締結から平成 45 年 3 月 31 日までの合計額とする（物価変動は見込まない。)。

応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を提案書に記載することとする。

（３） 契約金額

契約金額は、提案価格に、当該価格から施設整備費相当にかかる割賦金利を控除した金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

Ⅷ. 提出書類

１． 参加表明書及び参加資格確認申請書提出時の提出書類

様式集に示す書類を 1 部提出すること。

２． 提案範囲の確認時の提出書類

様式集に示す書類を 22 部提出すること。

３． 応募辞退時の提出書類

参加資格審査申請時に書類を提出した応募者で、応募を辞退する場合は応募辞退届（様式Ⅱ）を提出すること。

４． 応募時の提出書類

様式集に示す書類を 22 部提出すること。

Ⅸ．その他

１．情報の提供

本募集要項に定めることの他、募集にあたって必要な事項が生じた場合には、本町のホームページにおいて公表する。

担当部署	:	まんのう町教育委員会事務局 学校教育課　満濃中学校改築対策室
住所	:	香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430
電話	:	0877-73-0108
ＦＡＸ	:	0877-73-0113
E-mail	:	pfi@town.manno.lg.jp
ＵＲＬ	:	http://www.town.manno.lg.jp

別紙１

守秘義務協定書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という）とまんのう町（以下「乙」という）はまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業（以下「本事業」という。）の任意提案に関し競争的対話を実施するに当たり、以下のとおり守秘義務協定を締結する。

第一条（目的）

本協定は、両者が相互の秘密保持された連携により、乙の課題解決に向けて甲の適切な企画、計画を求め、新しい公共空間の創出に寄与することを目的とする。

第二条（秘密保持）

甲乙ともに相手方から提供された資料及び情報を秘密とし第三者には一切開示、漏洩、または提供してはならず、また、甲は乙から提供された情報、資料等については、乙へ提案する業務以外に使用してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

1. 本協定締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本協定締結後に公知となった情報を開示する場合。
2. 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
3. 本協定締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本事業に関連して相手方に開示された情報を除く。
4. 法令により開示が義務付けられる場合において、法令上必要である範囲内において開示する場合。
5. その弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
6. 相手方が書面により承諾した場合。
7. 情報公開条例に基づき開示する場合。

第三条（資料等の管理）

甲乙ともに競争的対話により知り得た情報については、双方において厳重に管理し、複製等を第三者に貸与、譲渡等してはならない。

第四条（職員）

甲及び乙は、それぞれの職員をして前２条の義務を遵守させることを約束する。

第五条（疑義の決定）

本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上、決定する。

平成　　年　　月　　日

甲

乙　　香川県仲多度郡まんのう町吉野下４３０
　　　まんのう町

別紙２　事業者選定に関する特記事項

Ⅰ．本事業関係者の契約関係の想定図

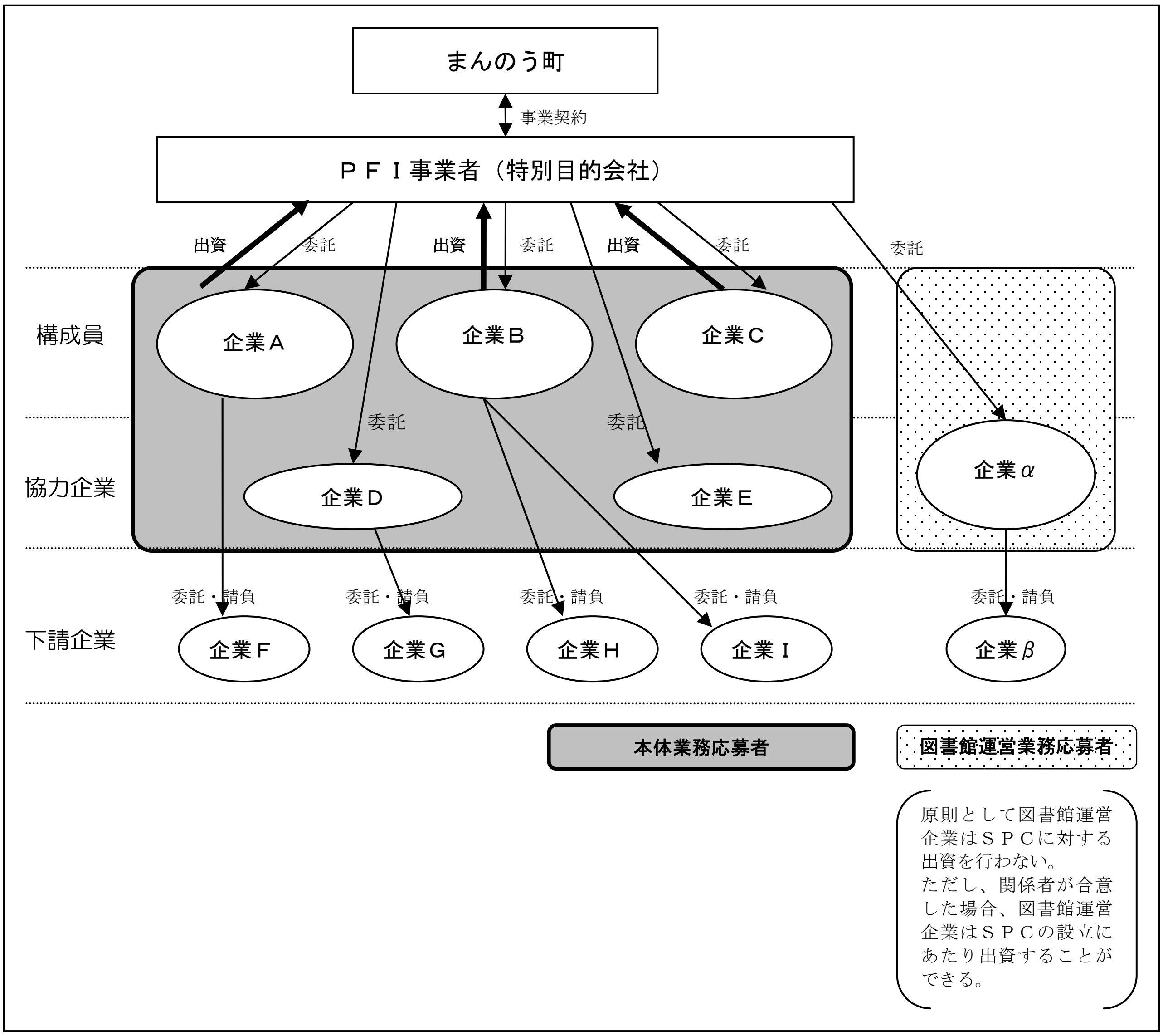

（注）上図はイメージ図であり、応募者を構成する企業等の数、委託・請負等の契約方法について規定するものではない。

Ⅱ．本体業務と図書館運営業務の分離選定に関する基本的事項

１．事業者選定時

（１）本体業務に係る事業者の選定と図書館運営業務に係る事業者の選定は、同時期かつ個別に行う。

（２）本体業務応募者及び図書館運営業務応募者は、同一の募集要項（要求水準書、契約書案等を含む）を基に提案を行う。

（３）図書館運営業務応募者は、同規模の公立図書館の設計を参考に、本体業務応募者が特殊な設計をする必要のない提案を提出しなければならない。また、本体業務応募者は、同規模の公立図書館の設計を参考に、どの図書館運営業務応募者が優先交渉権者となっても追加費用が生じないよう配慮して提案を行わなければならない。

（４）本体業務応募者の代表企業、構成員及び協力企業は、図書館運営業務応募者となれない。

（５）一方の業務の応募者の代表企業、構成員、協力企業又は下請企業が、他方の業務のある応募者の物品の調達先になることは可であるが、両者がともに優先交渉権者とならなければ機能しないと推察される提案をした場合は、当該提案を行った応募者は失格とする。

２．事業者選定後

（１）本体業務及び図書館運営業務の各優先交渉権者の決定後、各優先交渉権者は、以下に記載する条件に沿って本事業を実施するべく事業者間協議を速やかに行う。なお、事業者間協議には本町も参加する。

（２）本町は、本事業務の優先交渉権者（又は次点交渉権者）が設立する特別目的会社（以下、「ＰＦＩ事業者」という。）とＰＦＩ事業契約を締結し、図書館運営企業はＰＦＩ事業者から図書館運営業務を受託することとする。

（３）図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、原則としてＰＦＩ事業者である特別目的会社に対する出資を行わない。ただし、本体業務に係る優先交渉権者（または次点交渉権者）と図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権

者）が合意した場合、図書館運営業務に係る優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、特別目的会社の設立にあたり出資することができる。本体業務応募者及び図書館運営業務応募者は、図書館運営業務応募者が特別目的会社に対する出資を行わないことを前提に提案資料を作成する。

（４）図書館運営企業が特別目的会社の設立にあたり出資する場合の出資比率の合計は、本体業務応募者の代表企業の出資比率未満とする。

３．事業契約後（事業期間中）（ＰＦＩ事業者と図書館運営企業の関係についての詳細はⅣ参照）

（１）ＰＦＩ事業者は、総括マネジメント業務において、図書館運営業務を含む全業務についてセルフ・モニタリングを行う。

（２）ＰＦＩ事業者は、図書館運営業務の履行責任を負い、本町との関係では図書館運営業務についての債務不履行リスクもＰＦＩ事業者が負担する。ただし、ＰＦＩ事業者はこれにより生じた損害について、図書館運営企業に対し補償を請求することができる。

（３）図書館運営業務に重大な債務不履行が生じた場合又は図書館運営企業が倒産した場合には、ＰＦＩ事業者は図書館運営企業との契約を解除することができる。

（４）ＰＦＩ事業者に重大な債務不履行があった場合には、図書館運営企業はＰＦＩ事業者との契約を解除することができる。この場合、本町は図書館運営業務についてＰＦＩ事業者との事業契約を解除することができ、かつＰＦＩ事業者はこれによって本町が被った損害を賠償する。

（５）（３）によりＰＦＩ事業者と図書館運営企業との契約が解除になった場合の措置は、以下のとおりとする。

①　ＰＦＩ事業者及び本町は協力して早急に代替の図書館運営企業を確保し、本町と代替の図書館運営企業の間で図書館運営業務についての契約を締結する（但し、本町、ＰＦＩ事業者及び代替の図書館運営企業の間で合意した場合には、ＰＦＩ事業者と代替の図書館運営企業の間の契約とすることができる）。なお、代替の図書館運営業者との契約の期間は、本町が定める。

②　ＰＦＩ事業者は本事業内で当該事業者へ図書館運営業務を委託するべく本町及

び当該事業者と協議を行う。

③　①②に関し、図書館運営業務についての事業契約に基づくサービスが提供されなかった期間のサービス購入費については、本町は、図書館運営業務費に相当する金額を控除して支払う。

④　②における協議が整わなかった場合、本町及びＰＦＩ事業者は、他方に通知することによって、事業契約のうち図書館運営業務に関する部分を解除することができる。

⑤　①②にかかわらず、本町は、図書館運営業務について事業契約を解除することができる。

⑥　④又は⑤によって事業契約が解除された場合、本町はＰＦＩ事業者に対する補償は行わない。

４．図書館運営業務期間終了後

（１）本体業務の事業期間が平成 50 年 3 月 31 日までの期間である場合であっても、本事業における図書館運営業務は平成 45 年 3 月 31 日をもって終了する。その後の図書館運営業務の実施方法等については、その時点で本町が検討する。

【参考】　事業者選定フロー

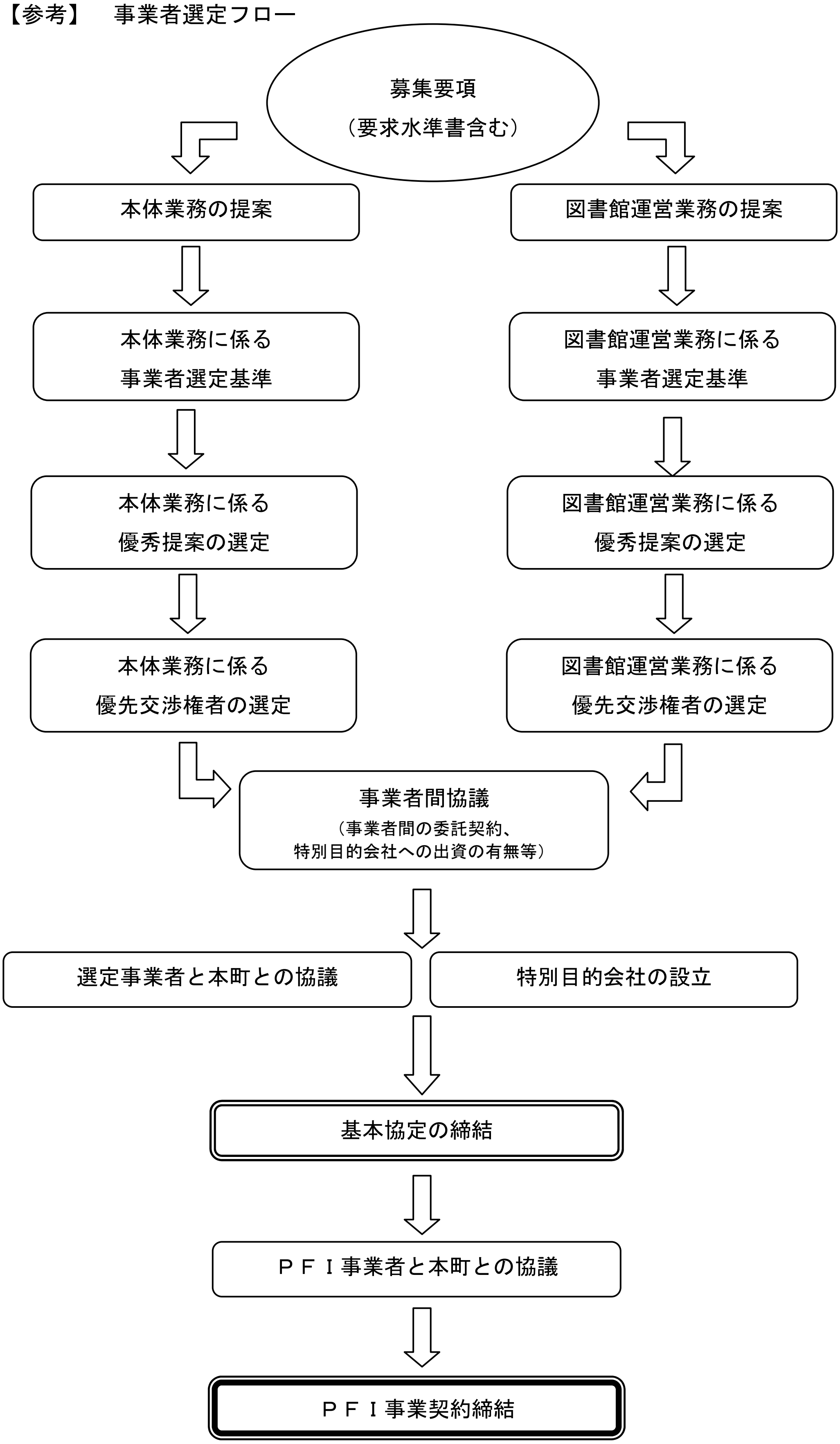
募集要項
（要求水準書含む）
本体業務の提案
図書館運営業務の提案
本体業務に係る
事業者選定基準
図書館運営業務に係る
事業者選定基準
本体業務に係る
優秀提案の選定
図書館運営業務に係る
優秀提案の選定
本体業務に係る
優先交渉権者の選定
図書館運営業務に係る
優先交渉権者の選定
事業者間協議
（事業者間の委託契約、
特別目的会社への出資の有無等）
選定事業者と本町との協議
特別目的会社の設立
基本協定の締結
ＰＦＩ事業者と本町との協議
ＰＦＩ事業契約締結

Ⅲ. 事業者間協議において想定される事項と対応方針

	想定される事項	対応方針
1	各業務の優先交渉権者公表後から基本協定締結までの事業者間協議が不調な場合	本体業務の実施が最優先であり、場合によっては、図書館運営業務の優先交渉権者との交渉を打ち切ることもある。
2	優先交渉権者（あるいは次点交渉権者）との交渉が打ち切りとなった場合の選定事業者への補償	行わない。
3	本体業務と図書館運営業務の優先交渉権者公表後の事業者間協議又は本町との契約協議が想定したよりも長引くことによる施設竣工の遅延	協議不調による遅延により生じたコストは、本町の責めに帰す事由による場合に限り、帰責の度合いに応じて本町が負担する。
4	本体業務の優先交渉権者との交渉を打ち切った場合の次点交渉権者の構成員又は協力企業について、参加資格要件に抵触する事由が発生した場合	全ての交渉を打ち切ることとし、本町は図書館運営業務選定事業者に対しての補償は一切行わない。
5	図書館運営業務の優先交渉権者との交渉を打ち切った場合の次点交渉権者の構成員又は協力企業について、参加資格要件に抵触する事由が発生した場合	図書館運営業務を事業から除外し、本町と本体業務に係る選定事業者との契約協議を続行する。
6	図書館内の整備についての事業者間協議により、設計・建設業務及び維持管理業務について両者の提案内容の整合を図るために発生する追加費用	原則として、本町は負担せず、特殊な提案を行った者が増加費用を負担する。但し、本町の要求により変更された場合は、本町が合理的な費用を負担する。

Ⅳ．ＰＦＩ事業者と図書館運営企業の間の委託契約の条件・役割分担

（１）本体業務の選定事業者と図書館運営企業の間の任意の合意により、ＰＦＩ事業者と図書館運営企業の間の委託契約（以下「委託契約」という。）において、下記と異なる定めをすることは妨げない。

（２）下記は、ＰＦＩ事業者と図書館運営企業の間の責任分担について記載したものであり、本町とＰＦＩ事業者の間の責任分担については、本町とＰＦＩ事業者の間のＰＦＩ事業契約書（以下「事業契約」という。）による。また。下記に記載のないものについては、本体業務に関するものはＰＦＩ事業者の責任、図書館運営業務に関するものは図書館運営企業の責任とする。

（３）下記におけるＰＦＩ事業者についての記載は、図書館運営企業以外のＰＦＩ事業者からの委託先に関するものを含む。したがって、例えば、ＰＦＩ事業者に責めに帰すべき事由には、図書館運営企業以外のＰＦＩ事業者からの委託先の責めに帰すべき事由を含む。

（４）ＰＦＩ事業者と図書館運営企業の間の委託契約の条件・役割分担について疑問がある場合には、質問回答において質問されたい（その際、具体的にどのような条件を希望するのかについても付記されたい)。提案書提出後に以下に記載していなかったことについて、又は以下の記載の解釈に関して本体業務の構成企業と図書館運営企業の間で意見の不一致が生じて遅延が生じた場合でも、本体業務の構成企業と図書館運営企業の間で解決するものとし、本町は一切責任を負わない。

対象事項			分担等
一般	1	資金調達	ＰＦＩ事業者が行う。
	2	図書館運営企業が提案する任意提案事業及び任意提案業務	図書館運営企業又はその委託先の計算によって行う。
	3	図書館運営業務に関する第三者委託	図書館運営企業が、ＰＦＩ事業者を通じて、事業契約に従って本町に対して申請を行う。図書館運営企業は、図書館運営企業からの再委託先の債務不履行について全責任を負う。ＰＦＩ事業者は、再委託先について異議を述べることはできない。
	4	本体業務の履行方法	本体業務の履行については、ＰＦＩ事業者がその責任において行うものとし、契約上特段の定めがある場合を除き、図書館運営企業は異議を述べることはできない。

対象事項			分担等
	5	図書館運営業務に関する許認可の取得	図書館運営業務に関して許認可の取得が必要な提案がなされた場合、図書館運営企業がその責任において許認可を取得する（本町が取得すべき場合を除く）。
一般	6	補助金の申請	図書館運営業務に関して補助金の交付を前提とした提案がなされた場合、図書館運営企業がその責任においてその申請等を行う。但し、ＰＦＩ事業者の名義で行う必要がある場合には、ＰＦＩ事業者は合理的な範囲内でこれに協力する。
一般	7	近隣調整	本町が行うべきものを除き、ＰＦＩ事業者がその費用と責任において実施する。ただし、図書館運営企業の提案内容により近隣調整が必要になった場合には、図書館運営企業がその費用と責任において実施する。
一般	8	履行保証	ＰＦＩ事業者がその費用と責任において確保する。
設計・建設	1	設計	ＰＦＩ事業者がその費用と責任において実施する。但し、図書館の運営に影響を与える部分についての設計については、図書館運営企業の同意を要する。図書館運営企業が同意を拒否する場合には、一般的に想定される場合に比べて費用が増加する等、合理的な拒否理由を具体的に示さなければならない。
設計・建設	2	設計変更	本町とＰＦＩ事業者の合意により、ＰＦＩ事業者がその費用と責任において実施する（ＰＦＩ事業者は、対価の変更の有無にかかわらず、別段の定めがある場合を除き、図書館運営企業の費用の分担を求めることはできない）。但し、図書館の運営に影響を与える部分についての設計変更は、図書館運営企業の同意を要する。図書館運営企業が同意を拒否する場合には、設計変更前に比べて費用が増加する等、合理的な拒否理由を具体的に示さなければならない。
設計・建設	3	建設期間中の不可抗力による損害	ＰＦＩ事業者が負担する。但し、図書館運営企業にその義務の履行に関して生じた損害は図書館運営企業が負担する。
設計・建設	4	図書館運営業務開始日の延期	ＰＦＩ事業者の責めに帰すべき事由による図書館運営開始日の延期については、その当初の運営開始日の 1 月以上前に図書館運営企業に通知した場合には、ＰＦＩ事業者は開始日の延期に伴う損害賠償を支払う義務を負わない。但し、図書館運営開始日が平成 25 年 10 月 1 日以降になる場合はこの限りではない。
設計・建設	5	本体業務に含まれる施設の運営開始の遅延、運営の中断等	図書館の利用者数への影響の有無にかかわらず、ＰＦＩ事業者は図書館運営企業に対しては責任を負わない。
設計・建設	6	登記（ＢＯＴ方式の場合）	ＰＦＩ事業者がその費用と責任において実施する。

対象事項			分担等
	7	建設段階の図書館運営企業の倒産	本町及びＰＦＩ事業者は、それぞれ、図書館運営業務について、事業契約を解除することができる。この場合、図書館運営業務に関するサービス対価の支払いは行わない。
運営段階	1	図書館運営業務に要する備品についての責任	図書館運営企業は、ＰＦＩ事業者に対して、その納入した備品について事業期間中維持管理する義務を負う。従って、瑕疵担保責任の期間が経過した後も、維持管理業務の一環として、納入した備品を業務要求水準に合致した状態を維持する義務を負う。図書館運営企業は、ＰＦＩ事業者が瑕疵を発見できたこと等を理由に責任を免れることはできない。
	2	ＰＦＩ事業者の責めによるべき事由による停電が生じた場合	ＰＦＩ事業者は図書館運営企業に生じた損害について責任を負う。但し、システムについては、停電の場合でも追加の費用なく復旧できるようなシステムとすることを前提とする。
	3	ＰＦＩ事業者の責めによるべき事由により図書館に浸水した場合	ＰＦＩ事業者は図書館運営企業に生じた損害について責任を負う。
	4	図書館運営企業の責めにより第三者に対して生じた損害	本町との関係においては、ＰＦＩ事業者が責任を負うが、ＰＦＩ事業者は図書館運営企業に対して求償することができる。
	5	不可抗力による図書館運営業務の費用増加	本町との関係においては、事業契約に従いＰＦＩ事業者が一部負担するが、ＰＦＩ事業者は図書館運営企業に対して補償を請求することができる。なお、ＰＦＩ事業者が図書館運営業務について、不可抗力による増加費用について本町に対して責任を追う額は、(1)図書館運営業務の対象の備品の損傷については図書館運営業務の対象の備品のサービス対価の100 分の１（契約期間中の累積)、(2)維持管理運営業務の費用の増加については各年度の図書館運営業務についての維持管理運営費の100 分の１をその上限とする。
	6	図書館運営企業の債務不履行によってＰＦＩ事業者に損失が生じた場合。	ＰＦＩ事業者は図書館運営企業に対して、(1)ＰＦＩ事業者が債務不履行を治癒するために支払った費用、(2)ＰＦＩ事業者が本市に対して支払った損害賠償（サービス対価の減額を含む）に相当する損害賠償を請求することができる。
	7	図書館運営企業の債務不履行による委託契約の解除	図書館運営企業に重大な債務不履行が生じた場合には、ＰＦＩ事業者に回復不能な損害が生じることを防ぐため図書館運営企業との契約を解除することができる。「重大な債務不履行」とは、以下の場合をいう。 ① 事業契約別紙 12 に基づくモニタリングの結果、図書館運営業務に関するモニタリングについて、ペナルティポイントが 20 点以上となった場合 ② その他、図書館運営企業の債務不履行に帰因して、事業契約上の解除事由が生じた場合。

対象事項			分担等
運営段階	8	運営期間中に図書館運営企業が倒産した場合	ＰＦＩ事業者は、図書館運営企業との契約を解除し、また図書館運営企業に対して解除によって被った損害を請求することができる（但し、実際に配当を受けることができるかは、倒産手続によって決定されることになる)。なお、ＰＦＩ事業者は、図書館運営企業の倒産によって生じた損害を本町に請求することはできない。
	9	委託契約についてＰＦＩ事業者の債務不履行があった場合。	ＰＦＩ事業者に重大な債務不履行があった場合には、図書館運営企業は委託契約を解除することができる。「重大な債務不履行」とは、以下の場合をいう。 ① ＰＦＩ事業者の責めに帰すべき事由により、図書館運営企業の業務の重要な部分が履行不能となった場合 ② ＰＦＩ事業者が正当な理由なく、図書館運営企業に対する支払を 10 日以上遅延した場合。
	10	図書の紛失によりＰＦＩ事業者が本町から受けたペナルティ	ＰＦＩ事業者は図書館運営企業に対して、補償を請求することができる。
	11	本町の都合又はＰＦＩ事業者の都合による業務要求水準の変更	本町とＰＦＩ事業者の合意により行う（ＰＦＩ事業者は、対価の変更の有無にかかわらず、別段の定めがある場合を除き、図書館運営企業に費用の分担を求めることはできない)。但し、図書館に運営に影響を与える部分についての設計変更は、図書館運営企業の同意を要する。
	12	図書館運営業務に関する業務要求水準の変更	本町、ＰＦＩ事業者及び図書館運営企業の合意により行う。費用の分担方法は合意の際に定める。本町及び図書館運営企業が合意している場合には、ＰＦＩ事業者はやむを得ない理由（金融機関からの融資に重大な不都合が生じる場合を含む。）なくしてこれを拒否することはできない。
	13	対価の支払い	ＰＦＩ事業者は、本町から図書館運営業務に関するサービス対価を受領したときは、速やかに図書館運営企業に支払う。融資金融機関は、図書館運営業務に関するサービス対価をその元利金の返済に充当することはできない。
事業契約の解除	1	ＰＦＩ事業者による事業契約上の解除権の行使	ＰＦＩ事業者は、図書館運営企業の合意なくして、事業契約上の解除権を行使することはできない。但し、解除しなければＰＦＩ事業者に回復困難かつ重大な損害が生じる場合には、図書館運営業務以外の業務について事業契約を解除することができる。
	2	不可抗力又は法令変更による解除による損害	ＰＦＩ事業者は、図書館運営業務について不可抗力又は法令変更による解除に伴う損害について本町から補償を受領した場合には、図書館運営企業にこれを支払う。その他は、ＰＦＩ事業者及び図書館運営企業に生じた費用は各自が負担する。

対象事項			分担等
事業契約の解除	3	ＰＦＩ事業者の責めに帰すべき事由による本町による事業契約の解除に基づく違約金	図書館運営企業は、ＰＦＩ事業者に対して解除によって図書館運営企業に生じた損害を請求することができる。解除によりＰＦＩ事業者が本町に対して負担する違約金は全額ＰＦＩ事業者の負担とする。
	4	図書館運営企業の責めに帰すべき事由による本町による事業契約の解除に基づく違約金	ＰＦＩ事業者は図書館運営企業に対して違約金相当額の補償を請求することができる。なお、図書館運営企業の責めに帰すべき事由による本町による事業契約の解除については、図書館運営業務に限定される。
モニタリング	1	モニタリングの費用負担	総括マネジメント業務として行うセルフ・モニタリングに要する費用はＰＦＩ事業者の負担とする。なお、業務要求水準書Ⅵに記載する業務及び図書館運営企業が任意に提案した事業及び業務については図書館運営企業の負担とする。
	2	モニタリングへの協力	図書館運営企業は、ＰＦＩ事業者が行うモニタリングに協力する。但し、ＰＦＩ事業者は、図書館運営企業に対するＰＦＩ事業者のノウハウの開示は必要最小限にするように配慮しなければならない。
	3	ＰＦＩ事業者が、図書館運営企業に対するモニタリングを事業契約に従って行わなかったことによるペナルティ	図書館運営企業に債務不履行があった場合でも、ＰＦＩ事業者の負担とする。なお、図書館運営企業の債務不履行自体に基づくペナルティについては、ＰＦＩ事業者は図書館運営企業の補償を請求することができる。
	4	図書館運営企業による本体業務のモニタリング	図書館運営企業は、本体業務についてモニタリングを行う権利及び義務を有しない。
その他	1	秘密保持義務	委託契約に関連して取得した情報の秘密を保持する（例外は、市とＰＦＩ事業者の間の契約に準じる)。
	2	委託契約上の権利義務の譲渡	相手方の同意を経ずして不可。但し、図書館運営企業はＰＦＩ事業者による資金調達に必要な範囲内で、契約上の権利義務の譲渡の予約契約の締結に協力する。
	3	保険の加入	ＰＦＩ事業者がその費用と責任において確保する。
	4	管轄	高松地方裁判所の専属的管轄
	5	準拠法	日本法
	6	ＰＦＩ事業者と図書館運営企業の間の契約作成、交渉に要する費用	各自の負担とする。なお、契約書のイニシャルドラフトについては、本体業務に係る選定事業者が準備する。

別紙3　　**リスク分担表**

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容例	リスク分担	
					町	事業者
共通	募集要項リスク		1	募集要項等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	●	
	応募リスク		2	応募費用の負担		●
	資金調達リスク		3	必要な資金の確保に関するもの		●
	国庫補助等変動リスク		4	予定していた国庫補助等の金額の変動	●	
	事業者間協議リスク		5	別紙1のとおり		
	事業契約リスク		6	町の事由によるもの	●	
			7	選定事業者の事由によるもの		●
	政治リスク		8	政策変更による事業の中断・中止	●	
	制度関係リスク	法制度リスク	9	税制を除く法令等の新設・変更 （PFI、学校、図書館、建築物等に関する法制度）	●	
			10	税制を除く法令等の新設・変更（上記以外のもの）		●
		税制度リスク	11	法人税の変更に関するもの（法人の利益に係るもの）		●
			12	法人税の変更に関するもの（上記以外のもの）	●	
			13	消費税の変更に関するもの	●	
			14	建物所有に関するもの	●	
			15	その他税制の新設・変更（上記を除く）	●	
		許認可リスク	16	町が取得すべき許認可の取得・遅延	●	
			17	選定事業者が取得すべき許認可の取得・遅延		●
	社会リスク	住民対応リスク	18	本件施設の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	●	
			19	町が行う測量・調査に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	●	
			20	上記以外のもの（民間事業者が行う調査、建設、維持管理、運営）		●
		環境問題リスク	21	選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの		●
		第三者賠償リスク	22	計画・設計、建設、維持管理、運営段階において選定事業者の行う業務に関するもの		●
			23	上記以外のもの	●	
	債務不履行リスク	選定事業者の責めによるもの	24	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの、事業者の提供するサービスが定められた条件を満たさない場合等		●
		町の責めによるもの	25	町の債務不履行または該当するサービスが不要となった場合	●	
	不可抗力リスク		26	天災、暴動等による事業の変更・中止・延期	●※1	▲※1
	金利リスク		27	設計・建設期間中の金利の変動		●
			28	維持管理・運営期間中の金利の変動	●※2	●※2
	物価リスク		29	設計・建設期間中	●※3	●※3
			30	維持管理・運営期間中	●※3	●※3
	安全・衛生管理リスク		31	労働安全衛生環境の不備		●
	所有権移転手続リスク		32	所有権移転手続に伴う費用の発生		●
	終了手続リスク		33	事業終了時の施設性能の低下及び終了手続きに伴う諸費用の発生、事業会社の清算手続きに伴う評価損益		●
計画・設計段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	34	選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
			35	町側の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
		測量・調査リスク	36	町が実施した測量・調査	●	
			37	民間事業者が実施した測量・調査		●
			38	地中障害物、埋蔵文化財等のために必要となった費用の負担及び工期延長	●	
		設計リスク	39	町の提示条件・指示の不備、町の要求に基づく変更によもるの	●	
			40	選定事業者・請負業者の指示、判断の不備		●
建設段階	建設リスク	土地瑕疵リスク	41	計画地の土壌汚染	●	
		造成リスク	42	造成に係る整備に関するもの		●
		解体リスク	43	町の提示条件の不備	●	

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容例	リスク分担	
					町	事業者
建設段階	建設リスク	解体リスク	44	解体に伴う有害物質の発生	●	
			45	上記以外のもの		●
		工事遅延リスク	46	選定事業者の責めにより工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合（ただし、町の要求による設計変更等に起因する場合を除く）		●
			47	町の要求による設計変更等により遅延する、又は工事が完工しない場合	●	
		工事監理リスク	48	工事監理に関するもの		●
		工事費増大リスク	49	町の指示に起因する工事費の増大	●	
			50	上記以外の要因による工事費の増大		●
		性能リスク	51	要求性能不適合（施工不良を含む）		●
		施設損傷リスク	52	町の責めによる工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害	●	
			53	上記以外の要因による工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		●
維持管理段階	維持管理リスク	計画変更リスク	54	町の指示による維持管理業務内容の変更に関するもの	●	
			55	民間事業者の提案・要望による維持管理業務内容の変更に関するもの		●
		性能リスク	56	要求水準不適合（施工不良を含む）		●
		施設瑕疵リスク	57	民法上規定された期間内の瑕疵担保責任		●
			58	民法上規定された瑕疵担保責任の期間後に判明した瑕疵で、要求水準不適合に該当するもの（施工不良を含む）		●
			59	大規模修繕の実施後一定期間に判明した施設の瑕疵		●※7
		維持管理コストリスク	60	町の指示による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大	●	
			61	上記以外の要因による維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		●
		施設・備品損傷リスク	62	施設・備品の劣化に対して民間事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		●
			63	施設・備品の損傷（民間事業者の責めによる場合）		●
			64	施設・備品の損傷（上記以外の場合）	●※4	▲※4
			65	事故・火災等によるもの（民間事業者の責めによる場合）		●
			66	事故・火災等によるもの（上記以外の場合）【BTO方式の場合】	●	
			67	事故・火災等によるもの（上記以外の場合）【BOT方式の場合】	●※5	●※5
		備品更新リスク	68	町の所有備品の損傷や更新についての不都合の発生（民間事業者の責めによるもの）		●
			69	町の所有備品の損傷や更新についての不都合の発生（上記以外の場合）	●	
			70	備品の損傷や更新についての不都合が発生した場合（民間事業者の所有備品について）		●
		修繕費増大リスク	71	修繕費が予想を上回ることによるもの		●
		陳腐化リスク	72	施設の機能的・社会的劣化	●	
運営段階1	共通リスク	計画変更リスク	73	町の指示による運営業務内容の変更に関するもの	●	
			74	民間事業者の提案・要望による運営業務内容の変更に関するもの		●
		運営コストリスク	75	町の指示による事業内容・用途の変更等に起因する運営費の増大	●	
			76	上記以外の要因による運営費の増大（物価変動によるもの、個別業務に関して別途規定するものは除く）		●
		性能リスク	77	要求水準不適合		●
		料金徴収リスク	78	徴収した料金の取扱いに関するもの		●
		災害時維持管理・運営中断リスク	79	災害時の維持管理・運営業務の中断	●※6	▲※6
運営段階2	情報技術活用システム関連リスク	学校用情報教育システムリスク	80	教育情報ネットワークの構築・メンテナンスに起因するもの		●
			81	機械・器具そのものに起因するもの		●
			82	第三者による使用時、使用方法に関するもの	●	

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容例	リスク分担	
					町	事業者
運営段階2	情報技術活用システム関連リスク	電子私書箱ネットワークシステム及び地域開放施設予約システムのリスク	83	システムの構築・メンテナンスに起因するもの		●
			84	機械・器具そのものに起因するもの		●
			85	第三者による使用時、使用方法に関するもの		●
			86	ハード・ソフトの定期的な更新に関するもの		●
			87	技術革新によるシステムの陳腐化に起因するもの	●※7	●※7
運営段階3	図書館運営リスク	発注リスク	88	発注、検収に関するもの		●
		盗難等リスク	89	図書館内における図書等や機器・設備の盗難・紛失・破損に関するもの	●※8	▲※8
		利用者の増減リスク	90	利用者の増加・減少	●※7	●※7
		蔵書管理・予約システムリスク	91	蔵書管理・予約システムの構築・メンテナンスに起因するもの		●
			92	機械・器具そのものに起因するもの		●
			93	第三者による使用時、使用方法に関するもの		●
			94	ハード・ソフトの定期的な更新に関するもの		●
			95	技術革新によるシステムの陳腐化に起因するもの	●※7	●※7
		機器・設備リスク	96	機器・設備の構築・メンテナンスに起因するもの		●
			97	機器・設備そのものに起因するもの		●
			98	第三者による使用時、使用方法に関するもの		●
			99	ハード・ソフトの定期的な更新に関するもの		●
			100	技術革新による機器・設備の陳腐化に起因するもの	●※7	●※7
		情報流出リスク	101	利用者の個人情報の外部への流出(民間事業者の責めによるもの)		●
			102	利用者の個人情報の外部への流出(上記以外によるもの)	●	
		利用者トラブルリスク	103	利用者からの苦情への対処	●※9	●※9
運営段階4	地域開放運営リスク	利用者の増減リスク	104	利用者の増加・減少	●	
		情報流出リスク	105	利用者の個人情報の外部への流出(民間事業者の責めによるもの)		●
			106	利用者の個人情報の外部への流出(上記以外によるもの)	●	
		利用者トラブルリスク	107	利用者からの苦情への対処	●※9	●※9

※１　一定の金額／割合／期間に対応するものについては民間事業者の負担とし、それ以外については本町が負担する。詳細は契約書（案）参照。
※２　基準金利の見直しについては本町が負担し、民間事業者が提案するスプレッド部分については固定とし民間事業者がリスクを負担する。
※３　一定範囲を超えるインフレの場合は本町が増額分を負担し、デフレの場合には減額変更を行う。物価変動の範囲や基準となる指標等の考え方については、契約書（案）別紙１１　サービス購入費の基本的な考え方参照。
※４　第三者の責めにより施設あるいは備品が損傷した場合であっても、民間事業者が実施する維持管理業務に怠りがあったことによる影響が認められた場合は、第三者とともに民間事業者も負担する。
※５　年間の維持管理費用に対する一定割合までは民間事業者が負担することとし、それ以上については本町が負担する。ただし、民間事業者が付保する保険の給付がある場合は、年間の維持管理費用からそれを除いて算定する。詳細は契約書（案）参照。
※６　原則として、災害に起因する中断リスクは本町が負担するが、民間事業者も避難所機能としての施設の性能リスクを負担する。
※７　契約書（案）別紙１１　サービス購入費の基本的な考え方参照。。
※８　一定範囲内については本町が負担し、それを超える部分については民間事業者がリスクを負担する。詳細は契約書（案）参照。
※９　予め定める規則・規定に基づく対応については民間事業者が負担し、それ以外については本町が負担する。

（様式１）

平成　年　月　日

募集要項等に関する質問書

まんのう町長　栗田　隆義　様

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の募集要項等に関して、次の質問がありますので提出します。

提　出　者	
会 社 名	
所属／役職	
担当者名	
所 在 地	
電話番号	
E-mail	

【記入時の注意】
※1　質問は簡潔に記入すること。
※2　行不足の場合は適宜追加すること。
※3　行の追加および行の高さの変更以外、表の書式変更を行わないこと。
※4　タイトルは、該当箇所の本文中のタイトルを記載すること。
※5　Microsoft Excel により作成し、提出すること。

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
記入例	*募集要項*	*1*	*I*	*1*	*(1)*	*ア*	*（ア）*	*施設の設計・建設業務*	*質問内容*
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

（様式２）

年　　月　　日

競争的対話への参加申込書

まんのう町長　栗田　隆義　様

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の競争的対話への参加を希望しますので、以下のとおり申込みます。

応募者名	
連絡先会社名	
	いずれかにチェックしてください　☐代表企業　☐構成員　☐協力企業
担当者	ふりがな
部　署	
役　職	
電　話	
ＦＡＸ	
メール	
希望日時	【第１希望】　月　日（　）　時　分～　時　分 【第２希望】　月　日（　）　時　分～　時　分 【第３希望】　月　日（　）　時　分～　時　分
来訪人数	
特記事項 あれば 記載ください	